創 造 性 豊 か な 働 き の 実 現 に 向

け

て





損保労連

2020年9月

政策・提言集





「政策・提言集2021」の発行にあたって

損保労連は、結成以来、損害保険事業の社会的使命達成に向けて、働く者の立場から 提言を行い、産業の健全な発展に寄与してきました。今後も損保グループ産業が健全に 発展し続けるためには、その原動力である組合員の付加価値高い働き、「働きがい」「ゆ とり・豊かさ」「自負・誇り」を実感できる働きの実現に向けた組合員のチャレンジを 支える環境を、建設的な提言を絶えず行うことを通じて整備していく必要があります。

こうした問題意識のもと、損保労連では、職場の声を基点に法規制・業界共通ルール や社会保障、税、ワークルールなどに関する提言を「政策・提言集」として取りまとめ、 関係先への働きかけなどを通じて、その実現に向けた活動のベースとしています。

「政策・提言集」に収められた提言は、すぐに実現するものばかりではありません。 しかし、その内容に磨きをかけ、継続的に発信していくことで少しずつでも実現可能性 を高めていくことが重要であり、その基点となるのは組合員の皆さんの声です。

私たちの付加価値高い働き、「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」を実感できる働きの実現に向け、ともに取り組みをすすめていきましょう。

ご要望・ご提案をお聞かせください。

損保労連 受付窓口 メールアドレス ▶ teian@fniu.or.jp

目 次

おが国を取り巻く情勢 P.10 人生100年時代を見据えた労働・雇用、社会保障 P.16 損保グループ産業を取り巻く情勢と業界の取り組み P.16 損保グループ産業の健全な発展に向けて P.23 1. 品質・消費者が使のさらなる向上 P.24 11 社会・消費者が使のさらなる向上 P.24 12 募集因質向上に向けた対応 第 新たな生活様式への対応 金融経済教育の推進 アニュールドの整備・拡大 P.33 11 共済事業等に関する規制の見直し 現行等における情候人員を終験・集規制の見直し 現行等における情候人員を教別の見直し 日本保険における情候人員を対しました事業継続に向けた備え 自然実態以外の保険の迅速かつ適正な保険金支払 原染症の拡大による影響も想定した事業継続に向けた備え 自然連転自動車の普及にともなう関連法制等の整備 保険金工に対策 反社会的勢力との関係遮断 原治 保険金工連禁防止対策 反社会の勢力との関係遮断 原治資保険制度の安定連営 方側音保険制度の安定連営 方側音保険制度の安定連営 方側音保険制度の安定連営 方側音保険制度の安定連営 方側音保険制度の安定限に向けた対応 度時間労働の是正に向けた法制度の整備 高度プロフェッショナル制度への対応 を開業が必要が動制の見直しへの対応 原産アロフェッショナル制度への対応 アー46年 1月 対策が応止への対応 アータ側に向けた対応 アータ側に対していた対応 原産が対しましたが表 原産に向けた対応 現場における会践教済制度への対応 アータ 原産機関が発に関サる対応 現場に向けた対応 現場が死防止への対応 国 解析を計せるかっての対応 国 関場・業業を行う労働者保護に向けた対応 単、対策が保険の再機築に向けた対応 単、経済保険の再機築に向けた対応 単、経済保険の再機築につけた対応 単、経済保険の再機等につず企業の利益に向けた対応 単、経済保険の再機築につけた対応 単、経済保険の再機築につけた対応 単、経済保険の再機築につけた対応 単、経済保険の再機築につけた対応 単、経済保険の再機築につけた対応 単、経済保険の再機築につけた対応 単、経済保険の再機変の可見直し P.58	損保労連に	D取り組みの全体像
のが国を取り巻く情勢・雇用、社会保障	総論	P.10
1. 品質・消費者利便のさらなる向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110	わが国を取り巻く情勢 P.10 人生100年時代を見据えた労働・雇用、社会保障 P.14 損保グループ産業を取り巻く情勢と業界の取り組み P.16
■ 社会・消費者からの要請の的確な把握	第1章	
2. 事業フィールドの整備・拡大 P.33		 社会・消費者からの要請の的確な把握 募集品質向上に向けた対応 新たな生活様式への対応 金融経済教育の推進
3. 社会インフラ機能の維持・拡大 P.36 地震などの自然災害を補償する保険のさらなる普及と迅速かつ適正な保険金支払自然災害以外の保険の迅速かつ適正な保険金支払 自然災害以外の保険の迅速かつ適正な保険金支払 感染症の拡大による影響も想定した事業継続に向けた備え 自動運転自動車の普及にともなう関連法制等の整備 保険金不正請求防止対策 反社会的勢力との関係遮断 自賠責保険制度の安定運営 第2章 労働者がいきいきと働き続けられる環境の実現に向けて P.45 1. 労働法制の見直しや実効性の確保に向けて P.46 同一労働同一賃金の実現に向けた対応 長時間労働の是正に向けた法制度の整備 高度プロフェッショナル制度への対応 企画業務型裁量労働制の見直しへの対応 高齢者雇用への対応 改正労働者派遣法への対応 対正労働者派遣法への対応 解雇無効時における金銭救済制度への対応 頻雇無効時における金銭救済制度への対応 関策・兼業を行う労働者保護に向けた対応 副学・兼業を行う労働者保護に向けた対応 東団的労使関係の再構築に向けた対応 集団的労使関係の再構築に向けた対応 解粋持株会社やグループ企業等における使用者概念の明文化などの労働者保護ルールの整備に向けた対応		 事業フィールドの整備・拡大・・・・・・・・・・P.33 共済事業等に関する規制の見直し 銀行等における保険募集規制の見直し
1. 労働法制の見直しや実効性の確保に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		 3. 社会インフラ機能の維持・拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 同一労働同一賃金の実現に向けた対応 2 長時間労働の是正に向けた法制度の整備 3 高度プロフェッショナル制度への対応 4 企画業務型裁量労働制の見直しへの対応 5 高齢者雇用への対応 6 改正労働者派遣法への対応 7 有期契約の無期転換ルールへの対応 8 解雇無効時における金銭救済制度への対応 9 賃金請求権に関する対応 10 職場におけるハラスメントの防止強化に向けた対応 10 過労死防止への対応 11 過労死防止への対応 12 副業・兼業を行う労働者保護に向けた対応 13 中途採用比率の情報公表に関する対応 14 社会人教育等の充実に向けた対応 15 集団的労使関係の再構築に向けた対応 16 純粋持株会社やグループ企業等における使用者概念の明文化などの労働者保護ルールの整備に向けた対応 16 純粋持株会社やグループ企業等における使用者概念の明文化などの労働者保護ルールの整備に向けた対応	第2章	労働者がいきいきと働き続けられる環境の実現に向けて P.45
純粋持株会社やグループ企業等における使用者概念の明文化などの労働者保護ルールの整備に向けた対応		1 同一労働同一賃金の実現に向けた対応 2 長時間労働の是正に向けた法制度の整備 3 高度プロフェッショナル制度への対応 4 企画業務型裁量労働制の見直しへの対応 5 高齢者雇用への対応 6 改正労働者派遣法への対応 7 有期契約の無期転換ルールへの対応 8 解雇無効時における金銭救済制度への対応 9 賃金請求権に関する対応 10 職場におけるハラスメントの防止強化に向けた対応 11 過労死防止への対応 12 副業・兼業を行う労働者保護に向けた対応 13 中途採用比率の情報公表に関する対応 14 社会人教育等の充実に向けた対応

目 次

	S2 827 810		
第3章	持	続可能な社会保障制度の実現	P.63
		1 今後の医療保険制度のあり方	
		2 将来にわたって安定した介護保険制度の確立	
		3 子ども・子育て支援体制の量的拡充と質の向上、教育無償化	
		4 持続可能な公的年金制度の構築	
		5 確定拠出年金制度の拡充	
		6 多様な人材の活躍に向けた社会保険などの見直しへの対応	
第4章	税	制の見直し (令和3年度税制改正要望)	P.73
	1.	損保グループ産業の健全な発展に関わる税制	P.74
		1 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	
		2 消費税制上の課題解決	
		3 国際課税ルールの改定における対応	
		4 地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置	
		5 完全支配関係にある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止	
		6 受取配当等の二重課税の排除	
		■ 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持	
		8 印紙税の撤廃や課税対象の見直し	
	2.	働く者のより豊かな生活の実現に関わる税制	P.79
		1 地震保険料控除制度の見直し	
		2 生命保険料控除制度の見直し	
		3 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	
		4 財形非課税限度額の引き上げ等	
		5 給与所得者に対する選択納税制度の導入	
資料			P.83
	1.	提言事項の経過・結果(抜粋)	P.84
	2.	産別労懇・損調産別労懇における労組側発言 (骨子・抜粋)	P.92

損保労連の取り組みの全体像

損保会社労組

損調会社労組

情報システム 会社労組

組合員と職場で働く

仲

間

生保会社労組

持株会社労組

ビジネスサポート 会社労組 産業政策局

産業・企業の健全な 発展に向けた取り組み

経済・社会 政策局 社会保障・税制などの 国民生活課題の 解決に向けた取り組み

労働法制局

労働法制などの 各種法規制の見直しに 向けた取り組み

労働条件局

賃金、労働条件に 関する取り組み

職場環境 対策局

職場環境、福祉諸制度に 関する取り組み

組織対策局

組合組織の活性化と拡大に向けた取り組み

損調労組局

損調労組の活動全般に 関する取り組み

情報システム 労組局

情報システム労組の 活動全般に 関する取り組み

生保労組局

生保労組の活動全般に 関する取り組み

中 期重点取組課題 (2018年度~2022年度

2021年度活動方針

対外的な働きかけ

政策提言、行政·業界対応、 連合との連携、 国際・グローバル対応、 UNIとの連携

> 「創造性豊かな働き」 ~私たちはこう働きたい、 こうありたい~

単組への支援

情報提供、調査・研究、 セミナー・研修、 広報・啓発

活動目的

損保グル 働損 く保 全グ 従ル 産業の健全な の産 労業 働で 条 件 の 発 維 持 展

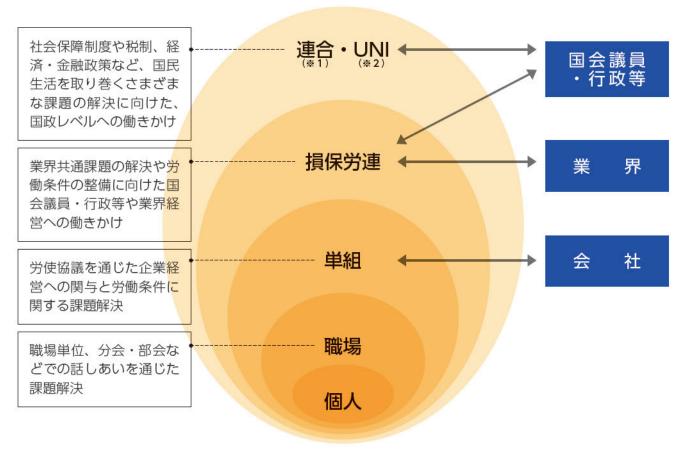
向

Action 2022



損保労連における政策活動の概要

[課題解決に向けたイメージ]



- (※1) 1989年に結成された日本の労働組合のナショナル・センター(中央労働団体)。約700万人の労働者で構成される。
- (※2) 2000年に結成された国際産別組織。世界150ヵ国、約2,000万人の金融・商業などの労働者で構成される。

[第55期(2021年度)政策活動の流れ(予定)]



単組を通じて

全国大会・中央委員会や各検 討委員会における論議などを 通じて職場の声を集約してい ます。

<主な提言項目>

- 募集品質向上に向けた対応 (P.25~26)
- ●感染症の拡大による影響も想定した事業継続に 向けた備え (P.39)

など



損保労連の役員が直接

年間約60回開催しているユニオン・ミーティングに損保労連の役員が訪問し参加者との意見交換などを行っています。

<主な提言項目>

- 募集品質向上に向けた対応 (P.25~26)
- ●業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化 (P.29~32)

など



国会議員・行政等に対して

各種法規制・ルールの見直しなど について、損保労連政策懇談会や 政党・省庁からのヒアリングなど を通じて意見発信しています。

<主な提言項目>

- ●業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化 (P.29~32)
- ●共済事業等に関する規制の見直し (P.33)
- ●税制の見直し(税制改正要望)(P.73~81)

など



連合に対して

経済・金融政策、社会保障・税、 労働法制などについて、連合 内の委員会などを通じて意見 発信しています。

<主な提言項目>

- ●金融経済教育の推進 (P.28)
- ●高齢者雇用への対応 (P.48)
- ●長時間労働につながる商慣習の見直し (P.58~61)
- ●確定拠出年金制度の拡充 (P.70)

など



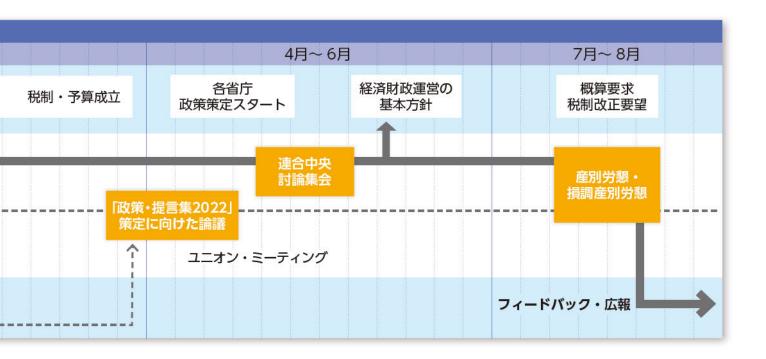
業界に対して

業界共通課題について、労使トップによる意見交換(産業別労使懇談会)を年3回程度実施しています。 ※論議内容はP.92~104

<主な提言項目>

- 業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化 (P.29~32)
- ●地震などの自然災害を補償する保険のさらなる 普及と迅速かつ適正な保険金支払 (P.36~37)
- ●新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた取り組み など





損保労連の活動を支える基本コンセプト

1 「創造性豊かな働き」とは ──

「創造性豊かな働き」は、「自由化時代に損保グループ産業で働く者として、私たちはどうありたいか」という出発点に立ち、私たちが「めざし、追求する『働き』の状態」として、1998年3月に損保労連が提起したものです。

現在の取り巻く環境や今後想定される環境変化をふまえ、組合員一人ひとりの「こう働きたい、こうありたい」といった率直な思いをベースに、組合員が「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」を実現している働きを損保労連が具体的に取りまとめたものです。

「創造性豊かな働き」は、損保労連・単組にとって、取り組みの基軸を定める際の「拠り所」になり、また、組合員にとっては、「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」の実現に向けた、一人ひとりのめざす働きの「道しるべ」になります。

2 なぜ「創造性豊かな働き」を定めているのか -

労働組合がめざしているもの(目的)は、「一人ひとりの『働きがい』『ゆとり・豊かさ』『自負・誇り』の実現」「魅力ある産業・企業の構築」であり、損保労連・単組は、それを実現するための手段として、さまざまな関係者に対する働きかけや、組合員へのサポートを行っています。

「創造性豊かな働き」を定めることで、損保労連・単組としての取り組みの基軸をしっかりと定め、具体的なテーマや手段を決定し取り組むことによって、より力強くすすんでいけるものと考えました。

また、現在の多忙極まる職場のなかで、ともすれば、今の環境に流され、自分が本当に求めている「働き」 を見失いがちな組合員にとっての「道しるべ」が必要とも考えました。

労働組合がめざしているもの(目的)

- ① 一人ひとりの「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」の実現
- ② 魅力ある産業・企業の構築

(≒労働諸条件の維持・向上、産業・企業の健全な発展)

損保労連・単組

「創造性豊かな働き」を「拠り所」 として、取り組みの基軸を定め、 テーマや手段を決定し、行動!

組合員

「創造性豊かな働き」を「道しるべ」 として、一人ひとりの「めざす働き」に向けて、主体的に、行動!

「創造性豊かな働き」 ~私たちはこう働きたい・こうありたい~

組合員の声、取り巻く環境、目的との適合性などをふまえ、 組合員が『働きがい』『ゆとり・豊かさ』『自負・誇り』を 実現している働きを具体的にとりまとめたもの。

(環境や組合員の意識の変化に応じて見直し)



-創造性豊かな働き-

「創造性豊かな働き」 ~私たちはこう働きたい、こうありたい~

変化を前向きに 捉え、自分の強みを 生かして主体的に働き、 常に自らの成長を実感したい。

キーワード

「チャレンジ」、 「自分らしさ」、「自分の意志」 「継続的成長」

認めあい、 支えあい、つながりを 感じながら働きたい。

キーワード

「多様性の尊重、受容」、 「チーム」、 「コミュニケーション」 顧客に高品質な サービス・価値を提供 していきたい。

キーワード

「顧客に対する付加価値の創出」、 「顧客満足につながる効率化」

仕事と生活の バランスを大切に しながら働きたい。

キーワード

「仕事以外の生活の充実」、 「互いの時間の尊重| 社会からの 信頼を感じながら 働きたい。

キーワード

「誇りの持てる産業・企業」、 「持続性」

総論

わが国を取り巻く情勢

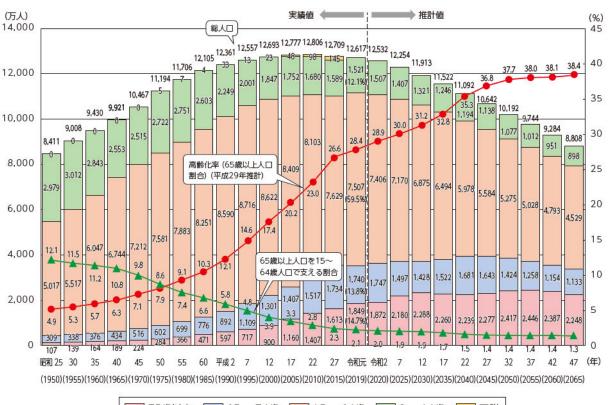
わが国を取り巻く環境変化

わが国の総人口は2008年をピークに減少に転じ、出生者数は年間100万人を割るなど少子化に歯 止めがかからない一方で、平均寿命の延伸により65歳以上の人口は急増しており、本格的な少子高齢 化・人口減少時代に突入しています。

2025年には、「団塊の世代(1947年~1949年生まれ、約800万人)」が75歳以上となることで後期高齢者は2,000万人を超えることが予想されており、2035年には「団塊ジュニア世代(1971年~1974年生まれ、約800万人)」も65歳以上の高齢期を迎えます。このような要因もあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には高齢者(65歳以上)は約3,900万人に到達することが見込まれています。他方、生産年齢人口(15~64歳)は、ピークの1997年を境に緩やかに減少しており、先に述べた高齢者の増加もあいまって、2040年には高齢者の割合が35.3%に達することが見込まれています。

【日本の人口構成の推移】

2065年には、総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率 (65歳以上人口の割合) は40%近くになると予想されています。



75歳以上 65~74歳 15~64歳 0~14歳 不詳

内閣府「令和2年版高齢社会白書」を参考に損保労連作成

こうした本格的な少子高齢化・人口減少の急速な進行にくわえ、地域経済社会の疲弊や社会保障費の増大、情報の分断など、直面するさまざまな課題を克服すべく、政府は、第4次産業革命と呼ばれる近年のイノベーションを加速し、社会実装をすすめ、その成果を経済成長や国民生活の豊かさにつなげる「Society5.0」の実現を掲げています。情報通信ネットワークやIoT・AI・ビッグデータ・ロボットをはじめとする第4次産業革命による新たな技術革新は、人間の能力を飛躍的に拡張する技術といわれており、AI・RPAによる業務の自動化、IoT技術の進展によるスマートシティ化、ビッグデータの活用による生産・サービスの現場やマーケティングの劇的な精緻化・効率化などが図られると想定されています。また、こうした第4次産業革命の進展により、産業構造や私たちの働き方、雇用のあり方にも大きな変化が訪れると考えられています。

また、近年、全国各地において、気候変動の影響による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされ、さらに今後、長期にわたり拡大する恐れがあるといわれており、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靭化は一層重要性を増し、喫緊の課題になっています。こうしたことから、政府は、2018年に国土強靭化基本計画を見直すとともに、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を取りまとめ、防災・減災の取り組みなどをさらに推進しています。こうしたなか、昨年・一昨年も台風や豪雨など相次ぐ大規模自然災害により全国各地で甚大な被害が発生しており、防災・減災、国土強靭化に関する取り組みの緊急度が一層増しています。

このように、わが国を取り巻く環境が急速に変化しつつあるなか、新型コロナウイルス感染症が全世界で発生しました。日本では、2020年1月に最初の感染者が確認されて以降、感染者や死亡者の増加が著しく、4月7日に感染拡大防止を目的に発出された緊急事態宣言において、政府は、国民の生活や社会の安定を維持すべく、必要最低限に絞った事業継続を要請するとともに、接触機会を低減すべく、在宅勤務などを活用した「終日出勤回避」の推進や「三密(密閉、密集、密接)」の回避、不要不急の外出の自粛などを求めました。

緊急事態宣言は約2ヵ月で全面解除となったものの、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、今後も、身体的距離の確保や不要不急の移動・出張の抑制、テレワークやローテーション勤務、会議のオンライン化といった「新しい生活様式」の定着が必要、との見解が示されており、消費者の生活スタイルや働き方はもとより、対面を前提としたビジネスモデルなどまでも変化していくことが予想されます。

日本経済・国際経済の現状と今後の見通し

日本経済について、政府は、こうした新型コロナウイルス感染症の影響もふまえ、2020年3月の月例経済報告で2018年1月から続けてきた「緩やかに回復している」との判断を下方修正し、基調判断においても6年9ヵ月ぶりに「回復」の文言を削除するなど、急速に悪化しており極めて厳しい状況にあると判断しています。

また、外出・出入国制限や営業・生産活動の停止措置などの感染拡大防止策が世界各国・各地域でとられるなど世界規模で経済活動が大きく制約されていること、2020年に予定されていた東京2020オリンピック・パラリンピックが延期されたこと、外出の制限などにより個人消費を中心に落ち込んだ状態が続くとみられていることなどから、日本経済は当面厳しい状況が続くことが想定されています。さらに、同感染症が収束する時期や内外経済に与える影響の大きさが不透明であり、収束まで時間を要した場合には実体経済の悪化が金融システムの安定性に影響を及ぼすなど、経済・物価の見通しがさらに下振れるリスクも想定されています。

国際経済について、IMF(国際通貨基金)は、G7諸国における年間実質GDPの見通しがいずれも ▲5%を下回り、世界全体でも前年の+2.9%を大きく下回る▲3.0%になると予測しており、リーマン・ショックの影響を受けた2009年の▲0.1%を大幅に下回るとしています。

雇用情勢

このように、長引く自粛態勢による消費低迷やインバウンドの軽減、拍車がかかった米中貿易摩擦などにより、とりわけ中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業者などを中心に、事業の継続や雇用の維持に大きな影響が生じています。

雇用情勢については、正規雇用者数は2019年平均で約3,494万人と5年連続の増加となり、月例経済報告における雇用情勢の判断も2020年2月までは「改善している」とされるなど、これまで回復基調にありましたが、2020年4月の月例経済報告では新型コロナウイルス感染症の影響により下方修正されました。2020年6月現在の月例経済報告においても「弱い動きとなっている」とされており、2020年5月の完全失業率は前月に比べ0.3ポイント上昇の2.9%、有効求人倍率は前月を0.12ポイント下回る1,20倍となるなど、現下の雇用情勢も同感染症による影響が生じています。

【完全失業率の推移】



総務省統計局「労働力調査」を参考に損保労連作成



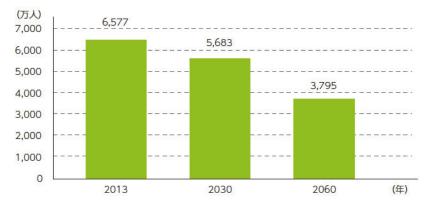
※2011年は岩手県、宮城県、福島県について補完的に推計した数値



【正規・非正規労働者の人数の推移】



【労働力人口の推計】



内閣府「人口減少と日本の未来の選択」を参考に損保労連作成

人生100年時代を見据えた労働・雇用、社会保障

持続可能な社会保障に向けた改革

少子高齢化・人口減少といった人口動態の変化への対応が喫緊の課題となるなか、政府は「少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、誰もが安心できる社会保障制度に関わる検討を行う」ことを目的に、2019年9月に全世代型社会保障検討会議を設置しました。これまでの社会保障改革では、年金・医療・介護が主要テーマであったものの、人生100年時代の到来をふまえ、ライフステージに応じた働き方と年金等の各制度との関わりあいも含めて検討を行っていく必要があることから、同会議では、労働や雇用も含める形で、社会保障全般に対する改革が検討されています。

労働・雇用に関する動向

労働・雇用に関して、全世代型社会保障検討会議では、意欲ある高齢者が能力を発揮するための就業機会の確保や、多様で柔軟な働き方の拡充、若年層の就労促進と新卒一括採用慣行の見直しなどの環境整備が提唱されています。このようななか、第201回国会において、70歳までの就業機会の確保や中途採用に関する情報公表などを定めた法案が2020年3月31日に成立したほか、労働政策審議会では副業・兼業にかかる労働時間規制等の取り扱いに関する検討などがすすめられています。

社会保障制度(税財源含む)に関する動向

高齢化の進展などにより、社会保障給付費は2019年度の約123.7兆円から2040年には約190兆円にまで増加することが想定されるなか、現行の社会保障制度のままでは、現役世代の大幅な負担増は避けられない状況になっています。

こうした情勢をふまえ、全世代型社会保障検討会議では、すべての世代が安心できる社会保障制度 を構想する必要があるとの考えのもと、まずは働き方改革をすすめ、子育て・介護などさまざまな事 情のもとでも就労への意欲を生かせる社会をつくるとともに、高齢者の就業機会を確保したうえで、 多様な選択を支える社会保障の構築、現役世代の負担増の抑制、中長期的な受益と負担のバランスの 確保などについての検討がなされています。

具体的には、老後の生活設計に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、働き方の形態に左右されない社会保障制度をめざした厚生年金の適用範囲の拡大、高齢期の就労に合わせた在職老齢年金制度の見直しといった年金制度改革が示され、これらの内容をふまえた年金制度改正法が2020年5月29日に成立しました。くわえて、同会議において、75歳以上の後期高齢者医療の応能負担への見直し、予防・健康づくりへの支援の強化といった取り組みの方向性も示されました。

2019年10月には消費税率が10%に引き上げられ、待機児童の解消や、幼児教育・保育・高等教育の無償化、介護職員の処遇改善、低所得高齢者への介護保険料軽減措置、年金生活者支援給付金の支給など、全世代型社会保障制度への転換に向けた施策にその財源が充てられることとなりました。一方で、社会保障費が増加し続けているなか、今回の消費税増税分による税収のうち、その一部を教育無償化などの少子化対策への充当に変更したことなどもあり、将来世代の負担軽減につながる財政赤字の削減への補填は十分にはなされていません。

【社会保障給付費と財政の関係】

社会保障給付費が急激に増加するなか、社会保険料収入は横ばいで推移しており、税金と借金でまかなう部分が毎年増加しています。



損保グループ産業を取り巻く情勢と業界の取り組み

損保業界の決算状況

一般社団法人日本損害保険協会が2020年6月に発表した協会加盟会社28社の2019年度決算の正 味収入保険料は、火災保険や自動車保険の増収などにより、前年度に比べ2,166億円増加し、8兆6,094 億円(+2.6%)となりました。

正味支払保険金は、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号による保険金支払などにより、前年度に比べ2,973億円減少の5兆268億円(▲5.6%)となりました。正味損害率は、正味支払保険金の減少および正味収入保険料の増加により、63.9%(前年度比△5.2ポイント)となりました。

正味事業費率は、諸手数料および集金費の増加などにより、32.6%(前年度比+0.1ポイント)となりました。

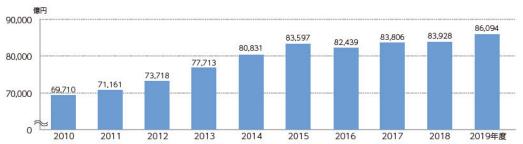
これらの結果、コンバインド・レシオは96.5%(前年度比△5.1ポイント)となりました。

保険本業の利益を示す保険引受利益は、上述の増減益要因のほか、保険金支払の減少にともなう責任準備金戻入額の減少や、大規模な自然災害に備えての責任準備金繰入額の増加などにより、対前年度比で984億円減益の942億円(▲51.1%)となりました。

資産運用に関しては、有価証券売却益の減少などにより、資産運用粗利益が対前年度比で1,115億円減益(▲13.2%)となりました。

当期純利益は、特別損失の増加などにより、対前年度比で2,189億円減益の4,576億円 (▲32.4%) となりました。

【正味収入保険料の推移】



※正味収入保険料とは、元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したもの。 「正味収入保険料」=「元受正味保険料」+「受再正味保険料」-「出再正味保険料」-「収入積立保険料」

日本損害保険協会「ファクトブック2019 日本の損害保険」ならびに「令和元年度決算概況」を参考に損保労連作成

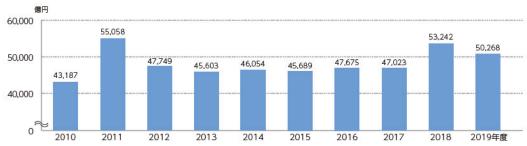
【海外連結損害保険子会社の地域別正味収入保険料(2018年度)】

(単位:億円)

元受保険会社			再保険	A = 1	
北米・中南米	欧州・中東・アフリカ	アジア・大洋州	専門会社	슴퇇	
10,372	8,957	2,913	1,800	24,042	

日本損害保険協会「ファクトブック2019 日本の損害保険」を参考に損保労連作成

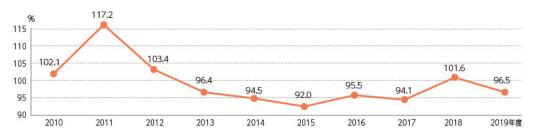
【正味支払保険金の推移】



※正味支払保険金とは、支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。 「正味支払保険金」=「元受正味保険金」+「受再正味保険金」ー「回収再保険金」

日本損害保険協会「ファクトブック2019 日本の損害保険」ならびに「令和元年度決算概況」を参考に損保労連作成

【コンバインド・レシオの推移】



日本損害保険協会HP掲載の数値を参考に損保労連作成

マーケットの概況と業界の取り組み

本格的な少子高齢化・人口減少の急速な進行などを背景として、既存の国内損保マーケットは飛躍的な拡大が見込めない状況にあるなか、各社は中長期的な見地に立ち、技術革新の進展や企業の海外進出の増加、リスクの多様化などによる顧客ニーズの変化を見据え、新たな商品・サービスの提供を通じたマーケット開拓に取り組んでいます。くわえて、大規模自然災害の頻発化・激甚化、新型コロナウイルス感染症の拡大など取り巻く環境が変化するなか、安定的な経営基盤の確立に向けて各種取り組みをすすめています。

また、各グループにおいても、同感染症の影響を受けつつも、持続的な成長をめざし、各種取り組みをすすめています。生保事業においては、損害保険とのクロスセルを軸に魅力ある商品・サービスの提供などに取り組んでいます。持株会社は、M&Aの活用などによる海外保険事業や保険以外の金融・一般事業の拡大に積極的に取り組んでいます。さらに、損保会社と損調会社、事務・システム会社は、それぞれ連携しながら技術革新への対応といった観点も取り入れつつ、適正な損害認定や事故防止活動による損害率の改善、業務プロセスの見直しやシステム共通化による事業の効率化などに努めています。

品質・消費者利便の向上への取り組み

消費者保護に対する社会的要請が高まっているなか、損保グループ産業においては「顧客本位の業務運営に関する原則」にもとづき、より良い金融商品やサービスの提供に向けた取り組みを強化しています。

また、消費者が自らのニーズに合った保険に加入するためには、消費者自身が取り巻くリスクや一般的な損害保険のしくみ・役割を正しく理解していることも重要であるとの認識のもと、業界では、小学生向けの「ぼうさい探検隊」の取り組みや、消費者・教員向けの講座などを通じて消費者の幅広い年齢層に応じた啓発活動を行っています。

ほかにも、消費者利便の一層の向上や新たな価値の創造に向けて、新技術の活用を念頭に、代理店・ 保険会社の業務効率の向上に資する業界共通化・標準化の取り組みをすすめています。

環境の変化にともなう諸課題への取り組み

相次ぐ大型台風や集中豪雨、大規模地震など、頻発化・激甚化する自然災害に備え、業界では、各地域の自治体や気象台・マスコミ・学校などと連携したセミナーやイベントの開催、地震リスクに対する理解促進や地震保険の一層の普及に向けた広報事業、関係省庁の災害データと支払保険金に関するデータをマッチングさせたデータベースや、防災に有益な情報を整備した「そんぽ防災Web」での情報提供など、消費者への啓発活動に取り組んでいます。さらに、自然災害への対応を強化すべく、業界は新たに「自然災害対応検討プロジェクトチーム」を組成し、例えば、空撮による被災地域情報の連携など風水害の保険金支払の迅速化・効率化に向けた共同の取り組みなどについて検討を行っているほか、今後の大規模地震に備え、損害調査事務における大幅なペーパーレス化・効率化を図るべく地震保険共同調査の効率化ツールを共同開発するなど、迅速な保険金支払に向けた体制整備に取り組んでいます。

総

保険犯罪への対応としては、組織的犯罪の増加や犯罪手口の高度化・巧妙化がすすんでいることをふまえ、業界では不正請求防止に向けて、保険金請求歴に関する情報交換の対象を人保険分野から全種目へ拡大するとともに、収集した保険金請求等に関する情報をAIが分析してアルゴリズムを用いて不正請求を早期に検知するシステムを構築し、2020年4月から運用を開始するなど、保険制度の健全性の維持・向上に努めています。

また、本格的な高齢化が進行するなか、業界では、高齢者に関する保険募集のガイドラインの見直しなどのほか、高齢者の事故実態を分析した交通事故防止啓発チラシや啓発動画の作成などに取り組み、高齢者の交通事故防止に貢献しています。そのほか、訪日外国人旅行者・在留外国人の増加といった急速にすすむ国際化への対応として、災害時の訪日外国人旅行者・在留外国人向け情報提供サイトの作成や周知、外国人向け交通安全啓発ツール・リーフレットの作成や配布などに取り組んでいます。さらに、開発がすすんでいる自動運転技術やAI・IoTといった技術革新の進展に対して、業界では、事故時の原因究明や責任分担について調査・研究をすすめるとともに、関係先への意見発信や安全運転支援システムについての理解促進などを継続的に実施しています。また、2021年には東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、さらに急増する懸念がある国内企業へのサイバー攻撃に対し早急な対策が求められているとの認識のもと、中小企業の経営者を対象とした「サイバー保険特設サイト」のコンテンツを充実させるとともに、地方自治体・都道府県警察などと連携したサイバーリスク

新型コロナウイルス感染症の拡大への対応

の啓発活動やサイバー保険の普及に取り組んでいます。

保険業界では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限努めつつ、消費者に必要なサービスを維持・継続しており、同感染症の影響を受けた契約者には、保険契約の継続手続きや契約内容の変更・解約手続き、保険料払込みの猶予措置を講じるなど、取り組みをすすめています。さらに、同感染症による損害を補償するために、店舗で感染者が発生し保健所による消毒指示等の措置にともなって休業した場合の緊急対応費用や、病院以外の臨時施設での療養費用を補償対象に含めるなどの商品の見直しを行ったほか、企業におけるテレワークの拡大にともなうサイバーリスクなどを補償する商品の開発や啓発活動も行っています。くわえて、これまで効率的・効果的という観点で取り組んできた従来業務の見直しに関しては、今回の対応を契機として得られた気づきも生かし、新しい生活様式の実現という観点もふまえ、対面・押印・書面を前提とした業務慣行の見直しなども含め、さらなる検討をすすめています。

損保労連の基本的な考え方

損保グループ産業の健全な発展に向けた基本的な考え方

経済・社会活動を下支えする社会インフラ機能を有し、国民が社会生活を送るうえでの安心・安全を提供する役割を担っている損保グループ産業の健全な発展に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模自然災害の頻発化・激甚化などの影響による安心・安全に対する意識の高まりやリスクの多様化、生活様式の変化などによる社会・消費者のニーズの多様化に応えていくべく、「顧客本位の業務運営に関する原則」をふまえ、募集品質や消費者保護・消費者利便の向上に資する対応や、各種規制の見直しへの働きかけを続ける必要があります。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に広まりつつある新しい生活様式の普及にともなう対応については、普及に合わせるべくよりスピード感が求められることが想定されるため、社会の要請や課題の的確な把握に努め、解消に向けて優先度高く取り組む必要があります。

また、技術革新にともなう産業構造の転換への影響として、自動運転自動車の普及にともなう 各種規制の見直し、新技術を活用した業界への新規参入、AI・RPA・チャットボットなど新技術 の導入による業務代替など、損保グループ産業や組合員に与える影響を的確に捉え、行政や業界 への働きかけなどの対応を実施していく必要があります。

くわえて、損保グループ産業が、いかなる環境変化がある状況下でも確実にその役割を担い続けられるよう、関連法制の整備や業界共通化・標準化などを通じて、各種業務や制度の安定運営、 財務基盤の確保に取り組む必要があります。

労働・雇用に関する基本的な考え方

社会に対して安心・安全を提供するという損保グループ産業に課せられた使命を果たし続けていくには、「人」ならではの能力を発揮し付加価値を生み出していくことが求められており、そのためには、労働者にとって基盤となる雇用・生活の安定や心身の健康確保はもとより、働きがいを実感しながらいきいきと働き続けるための各種法整備やルールの構築、職場環境の整備を確実にすすめていく必要があります。

高齢化や技術革新の進展といった環境変化のなか、政府や経団連などからは、新卒一括採用・終身雇用・年功賃金等に特徴があるとされるいわゆる「日本的雇用慣行」の見直しに関する言及がなされており、通年採用の拡大を図るべく大企業に中途採用比率の公表を求める法案も成立しています。損保グループ産業、ひいては日本社会・経済の持続的な成長の原動力は「人」であり、「人」を大切に育ててきた従来の雇用慣行の優れた面を生かしつつ、社会の変化に対応し得る雇用環境の整備と労働市場の活性化を図る必要があります。また、労働者が能力を発揮したうえで活躍し続けるために、能力開発や学び直しなどに関する支援を拡充する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、わが国の経済は今後も厳しい状況が続くことが想定されており、雇用や働き方にも大きな影響が出ています。くわえて、AI等の新技術の導入が雇用・労働に影響をもたらす可能性がさけばれるなか、厚生労働省は「技術革新(AI等)が進展する中での労使コミュニケーションに関する検討会」を設置し、技術革新が進展するなかにおける労使協議の実態や課題の把握を行っています。このようななか、労働者の雇用・生活の安定や心身の健康を守り、働きがいを実感しながらいきいきと働き続けられる環境の整備を行っていくために、労働組合として一層の役割発揮を求められており、組合員はもとより、組合未組織企業における労働組合の設立や企業内の組合加入率の向上を通じ、集団的労使関係の力で一人ひとりの労働者を守っていく必要があります。

社会保障制度・税財源(消費税)に対する基本的な考え方

あらゆる人が豊かで安心して暮らせる社会、就業意欲を持ち続けることができる全員参加型の 社会を構築するためには、医療や介護、年金、子ども・子育て支援などの各種社会保障制度を充 実させつつ、その制度が持続的なものである必要があります。

社会保障制度は、社会保険料でその費用を負担することを基本としていますが、現役世代に負担が集中している面や、将来世代に負担が先送りされている面があることは否めません。すべての世代に納得感のある持続可能な社会保障制度を確立するためには、真に必要な補償内容の充実とあわせ、給付と負担とのバランスや必要となる財源の確保にも十分に留意し改革することが極めて重要です。こうしたなか、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かちあうといった観点から、社会保障の財源としては消費税を充てることが望ましいものと考えています。くわえて、こうした財源を確実に確保しつつ、限りある財源のなかで、真に必要な人に真に必要な補償が行き渡るよう、世代間や所得間負担の公平性にも十分に配意しながら、給付の内容や負担とのバランスを見直すなど、将来に負担が先送りされることがないよう、早急に検討をすすめていく必要があります。



2019年10月2日第4回損保労連政策懇談会の様子(左から古本議員、大串議員、大塚議員)



2020年8月25日 第5回損保労連政策懇談会の様子(左から海江田議員、大串議員)



2020年8月25日第5回損保労連政策懇談会の様子(左から大塚議員、古本議員)

第 **1** 第 章

損保グループ産業の健全な発展に向けて

1. 品質・消費者利便のさらなる向上

- 1 社会・消費者からの要請の的確な把握
- 2 募集品質向上に向けた対応
- 3 新たな生活様式への対応
- 4 金融経済教育の推進
- 5 業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化

2. 事業フィールドの整備・拡大

- 1 共済事業等に関する規制の見直し
- 2 銀行等における保険募集規制の見直し
- 3 生命保険における構成員契約規制の撤廃

3. 社会インフラ機能の維持・拡大

- 1 地震などの自然災害を補償する保険の さらなる普及と迅速かつ適正な保険金支払
- 2 自然災害以外の保険の迅速かつ適正な保険金支払
- 3 感染症の拡大による影響も想定した事業継続に向けた備え
- 4 自動運転自動車の普及にともなう関連法制等の整備
- 5 保険金不正請求防止対策
- 6 反社会的勢力との関係遮断
- 7 自賠責保険制度の安定運営

1 品質・消費者利便のさらなる向上

1. 社会・消費者からの要請の的確な把握

情勢認識

- 消費者保護に対する社会的要請が高まっているなか、消費者契約法の一部を改正する法律が2019年6月に施行されるなど消費者取引に関する法整備がすすんでいるほか、金融業界では、より良い金融商品やサービスの提供に向けて「顧客本位の業務運営に関する原則」に則した対応などの取り組みをすすめています。
- ●このような状況において、「そんぱADRセンター」などの指定紛争解決機関が、利用しやすい手続き方法を整備し、利用者と金融機関のトラブルについて、中立・公正な立場で簡易・迅速な解決手段を提供することが利用者保護の充実や利用者利便の向上の観点から重要となっています。
- ●業界では、金融庁「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の報告書などをふまえ、「そんぽADRセンター」における相談員の対応力向上や紛争解決手続きの態勢強化などに取り組んでいます。

問題意識

●業界は、消費者からの信頼を失墜させた過去の経験や消費者保護の潮流をふまえ、品質向上に向けた努力を継続するとともに、時とともに変化する社会・消費者からの要請を的確に把握することで、より高い品質と消費者利便を追求していく必要があります。

提言

業界は、金融庁「金融ADR連絡協議会」での論議内容などをふまえ、「そんぽADRセンター」における相談対応や苦情・紛争事案の処理態勢、事案の分析結果のフィードバック内容などを、引き続き充実させていくべきと考えます。また、ADR事案での教訓を生かした商品・サービスの改善のほか、事案の内容に関する消費者団体・有識者などとの率直な意見交換の実施およびその結果の経営諸施策への反映といったPDCAサイクルの定着に引き続き注力していくべきと考えます。

2. 募集品質向上に向けた対応

情勢認識

- ●2016年5月に、「保険募集の基本的ルールの創設(情報提供義務と意向把握義務の導入)」と「保 険募集人(代理店)に対する体制整備義務の導入」を柱とした「改正保険業法」が施行されました。 業界では、募集品質のさらなる向上に向けて、すべての代理店において同改正法に沿った本質的な 対応が定着するように取り組みをすすめています。
- ●また、業界・各社は、高齢化の進展をふまえ、高齢者の特性に配慮した適切な保険募集の徹底をす すめているほか、契約締結時の注意点をまとめた高齢者向けのリーフレットを作成するなどの啓発 活動をすすめています。
- ●くわえて、2016年4月に施行された「障害者差別解消法」の趣旨をふまえ、不当な差別的取り扱いや合理的配慮などの障がい者に対する保険募集における留意点を取りまとめるなど、障がい者の利便性向上を図っています。

1 改正保険業法への対応

問題意識

代理店内における募集人サポート体制の構築や実効性あるPDCAサイクルの実践など、より良い対応・体制を常に自律的に追求し、募集品質のさらなる向上に取り組んでいる本質的な対応を実践している代理店が増えつつあります。保険会社においても、代理店の募集品質向上に向けた継続的な取り組みをサポートすべく、改正保険業法の趣旨をふまえた代理店支援に取り組んでいます。一方で、同改正法の趣旨を十分にふまえた対応が定着しているとは言えない代理店も見られることから、私たちがめざす「すべての代理店で本質的な対応が実践され、顧客本位の良質なサービスをお客さまに提供できる販売基盤の整備」に向けて、引き続き、業界全体で取り組んでいく必要があります。

提言

業界・各社は、すべての代理店における募集品質のさらなる向上に向けて、同改正法がめざしている本質的な対応について職場第一線へ繰り返し情報発信を行うことで代理店を支援する社員の理解浸透を図るとともに、代理店を支援する社員のさらなる知識・スキル向上のためのノウハウ・成功事例を共有するなど、代理店ごとの状況や課題に応じたアドバイスやサポートが行える態勢整備の構築を引き続きすすめるべきと考えます。

問題意識

- ●高齢者に対して適切な保険募集を行うために、「高齢者に対する保険募集のガイドライン」などに 沿って、加齢により生じる高齢者の特性を正しく理解し丁寧に対応していくことが求められている なか、職場からは、ガイドラインで推奨される親族などの同席が難しい場合や、適切な配慮をして もなお加齢にともなう認知能力の低下により商品内容を理解いただけない高齢のお客さまもいると いった声が寄せられていることから、今後はこうした実態をふまえた一層の態勢整備をすすめてい く必要があります。
- ●また、「障害者差別解消法」の趣旨をふまえ、契約・支払手続きなどにおいて、引き続き、障がい者に対して不当な差別的取り扱いをしないことおよび合理的な配慮を行う必要があります。
- ●さらに、今後政府の政策などに鑑みれば、中長期的には一定増加することも想定される訪日外国人 旅行者や在留外国人への契約・支払手続きについても、言語が異なることによる交渉の難度化、在 日期間が限られているケースも想定されることから、わかりやすくかつ迅速・適正に対応する必要 があります。

提言

- ●業界・各社は、高齢者・障がい者・外国人などへの適切な保険募集のために、帳票類の文字を大きくしたうえで書面にて説明する、複数言語に対応できるようにするといった募集面の工夫にくわえて、商品内容をさらにわかりやすくするといった工夫を試行するなど、すべての消費者に配慮したわかりやすい商品・サービスの提供に努めるべきと考えます。
- ●行政は、意思能力や行為能力に支障のある高齢者が増加していくことも見据え、市民後見人の育成・支援などを通じて成年後見人制度の利用にかかる費用負担を減らすとともに、同制度の周知や人員確保など、判断能力が十分ではない人への支援体制を強化すべきと考えます。

3. 新たな生活様式への対応

情勢認識

●2019年12月以降、全世界で発生した新型コロナウイルス感染症により、日本では2020年4月7日に感染拡大防止を目的に緊急事態宣言が発出されました。緊急事態宣言は約2ヵ月で全面解除となったものの、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、今後も、「三密(密閉、密集、密接)」を回避すべく、身体的距離の確保や不要不急の移動・出張の抑制、テレワークやローテーション勤務、会議のオンライン化といった「新しい生活様式」の定着が必要、との見解が示されており、消費者の生活スタイルや働き方はもとより、対面を前提としたビジネスモデルなどまでも変化していくことが予想されます。

問題意識

- ●生活様式の変化にともない、非対面での手続きやペーパーレス対応などが急速に求められることも 想定されるなか、現状においては、対面・押印・書面を前提としている業務プロセスも一定存在しており、変化する生活様式への柔軟な対応が求められる可能性があります。
- ●一方で、「顧客本位の業務運営の原則」や「改正保険業法」に沿った本質的な対応の定着など、募集品質の向上に向けた対応をこれまですすめてきており、非対面での手続きであっても募集品質が維持できるよう、しくみの検討や対応が必要になる可能性があります。

提言

業界は、新しい生活様式にともなう業界への影響や社会からの要請を的確に捉え、品質を維持したうえでの業務プロセスやビジネスモデルのあり方などについて柔軟に検討をすすめるべきと考えます。

4. 金融経済教育の推進

情勢認識

・消費者が自らのニーズに合致した適切な保険に加入するためには、業界全体の募集態勢を強化することはもとより、消費者自身が一般的な保険のしくみや役割を正しく理解することも重要であることから、業界では、「損害保険・防災リテラシーマップ」にもとづく安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の実施や、小中学生向けの安全・リスク副教材の作成や高校・大学・社会人向けの講座・講演会の開催、「金融経済教育推進会議」への参画などを通じて、消費者の属性に応じた啓発・教育活動を行っています。

問題意識

●消費者が自らのニーズに合致した適切な保険を選択するためには、各社において改正保険業法に対応した万全な保険募集態勢を構築することにくわえ、消費者に対して一般的な保険のしくみや役割の正しい理解を広めていくことも重要であると考えます。

提言

行政・業界は、より幅広い層に金融経済教育を浸透させていくために、引き続き教育機関・消費者団体などとの連携強化や教育内容の充実を図るとともに、運転免許証更新講習において自動車保険の情報提供を実施するなど情報提供機会の拡大を図るべきと考えます。また、多様な情報伝達媒体の活用を検討するなど、情報提供の手法の拡充を図るべきであると考えます。

5. 業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化

情勢認識

- ●業界では、東日本大震災対応における各社協調の取り組みを風化させることなく平時に応用していくことが重要であるとの認識にもとづき、日本損害保険協会の第6次中期基本計画(2012年度~2014年度)の3年間に、事務手続きなど68課題の共通化・標準化を実現しました。
- 損保労連では、2015年2月の産業別労使懇談会で「標準化を決めた項目を各社が実行すること」 および「共通化・標準化すべき新たな項目を把握すること」が今後の課題となることを経営と共有 したうえで、引き続き、行政・業界へ提言などを行っています。
- ●また、損保グループ産業の社員が担う業務の多様化・高度化などを背景に、職場には大きな負荷が 生じており、業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化の必要性はより一層高まっている状況 にあります。
- ●日本損害保険協会の第8次中期基本計画(2018年度~2020年度)においては、環境変化に迅速・ 的確に対応し、安心・安全な社会の形成やお客さまの利便性向上を図るとの目的のもと、「新技術 の有効活用と環境整備」が重点施策のひとつとして掲げられ、新技術を活用した業務の共通化・標 準化、効率化に関する検討がすすめられています。

問題意識

- ●業界共通化・標準化は、各社における戦略・ビジネスモデルの違いや個社内における部門間の意見対立などにより、ともすれば「総論賛成・各論反対」に陥りがちな取り組みであることや、解消まで時間を要する課題などが多い取り組みではあるものの、個社内の業務削減・効率化の促進のみならず品質・消費者利便のさらなる向上につながることをふまえ、継続的に検討をすすめつつ実績を積み上げていくことが重要であると考えます。
- 特に、コロナ禍を経て提唱された「新しい生活様式」の定着による、キャッシュレス決済や手続き 書類の削減・非対面手続きへの消費者の関心の高まりなど、損保グループ産業を取り巻く環境変化 を的確に捉え、自賠責保険の電子化(ペーパーレス化)・キャッシュレス化などについて、これまで以上に優先度高く取り組む必要があると考えます。

項番	項目	現在の提言内容
1	自賠責保険異動・ 解約手続きの 電子化等	・自賠責保険の異動・解約手続きは、いまだ電子化がなされておらず、各社において書類 作成のため多大な負担が発生しているほか、特に小規模拠点などにおいては遠方までお 客さまなどに来店いただく必要が出るなど、消費者にも負担が生じています。
		▶自賠責保険の効率的かつ的確な異動・解約手続きを実現するため、手続きの電子化や 地域ごとに窓口の一本化を求めます。
2	自賠責保険・ 自賠責共済契約	・人身事故発生時に自賠責保険契約会社等の確認に時間を要することが、円滑な事故対応 を阻害する要因となっています。
2	内容の電子的照 会制度の構築	▶自賠責保険・自賠責共済の確認を円滑に行うため、業界内で契約内容を電子的に照会できる制度の構築を求めます。
3	自賠責保険の キャッシュレス 対応	・世間的にはキャッシュレス化の推進が著しく、一般消費者の関心が高まっているなか、 代理店や保険会社の店頭における自賠責保険の払込方法はいまだ現金・小切手に限られ ており、契約者の利便性を阻害するとともに、代理店の業務負荷となっています。
		▶すべての自賠責保険契約において、お客さまがニーズに応じてクレジットカード払いなどを選択できるよう払込方法の拡充を求めます。
	自動車検査証の 電子化に向けた 検討をふまえた 対応	・自動車保有関係手続きのワンストップサービス (OSS) のさらなる推進などを目的にすすめられている「自動車検査証 (車検証) の電子化に関する検討会」において、現行車検証はICチップが搭載されたICカードとなり、ICカード券面には車両所有者の情報は記載されずICチップに記録されることが確定しており、現行車検証の確認と密接な関係がある現在の保険契約引受や保険金支払の実務に今後混乱が生じる懸念があります。
4		▶お客さまの契約手続きの利便性の維持・向上や迅速・適正な保険金支払に向けて、保険会社・保険代理店・消費者などが車両所有者の情報をスムーズに確認できるよう、現行の保険契約引受や保険金支払の実務を想定した検討を着実にすすめていくことを求めます。また、今後検討がすすめられる見込みであるICカードの技術的要件や電子化される情報の範囲などをふまえ、例えば、電子データの保険申込書への連動や、査定時に電子化された情報を簡便に読み取ることのできる装置の開発・展開など、業界の業務削減・効率化の観点を持ちあわせた検討を前広にすすめていくことを求めます。
5	自動車登録情報の 電子的提供制度の 見直し等	・自動車登録情報の電子的提供は、車両所有者などの情報確認に要する作業負荷の軽減・ 消費者利便の向上の面で有効な制度といえます。しかし、情報提供を受けるにあたって は、自動車登録番号と車台番号を明示する必要があるため、実務上は車検証の現認が制 度利用の前提となっています。
		▶保険会社にて自動車登録番号のみによる情報提供が受けられるよう、制度の見直しを求めます。また、軽自動車・二輪車についても同じ制度のなかで情報提供を受けられるよう、行政システムの拡充を求めます。
	各種行政書類の 標準化	・自賠責保険の異動・解約時に取り付ける「標識交付証明書」については、自治体により 書類の名称などに違いがあることから、確認のために時間を要しています。
6		▶「標識交付証明書」の名称ならびに受付印の扱いなどについて、自治体間で統一を図るよう求めます。また、税務署や福祉事務所から送付される契約内容照会(開示依頼) 文書について、フォームの標準化を求めます。

項番	項目	現在の提言内容
7	割増引に関する 情報交換制度の 充実	・非幹事契約の保険金支払データに関する保険会社間の情報交換のしくみは、十分であるとはいえません。▶誤った割増引適用を防止する観点などから、販売用自動車・陸送自動車の包括契約などに関する各社間の成績照会について、回答フォームの標準化などの整備を求めます。
	金融機関との間で行う手続きの迅速化・簡素化	 ・□座振替結果のシステム反映が翌月の第4営業日等となっているため、前月の振替有無が保険料不払解除を左右する場合などにおいて、契約者・代理店などによる振替結果の確認作業が必要となっています。 ▶□座振替結果確認に関するデータ交換の迅速化など、債権管理をスムーズに行うため
8		の対策を求めます。 ・金融機関作成の「質権設定承認請求書」のフォームが異なることや、保険会社作成の「質権設定承認請求書」の利用が認められていない金融機関があることを背景に、代理店における帳票管理や点検事務、事務会社などによる入力業務が煩雑になっています。また、金融機関作成の「質権設定承認請求書」では質権の対象となる保険金の種類等を迅速に把握することが難しいケースも少なからず存在し、こうしたケースでは保険金支払対応などで時間を要しています。くわえて、「預金□座変更通知書」などについて、フォームが統一されていないことや使用する情報に不足があることなどにより、お客さまへの保険金支払に時間を要しているケースもあります。
		 ▶「質権設定承認請求書」「預金□座変更通知書」などのフォームの統一、または保険会社作成フォームの使用を求めます。 ・契約者が保険契約の申込書と□座振替依頼書に押印する印を混同し、書類不備となる事例が散見されています。 ▶「□座振替依頼書」への署名を可とするルールの策定や、取り扱い保険会社や金融機関の拡充など「レジペイ」の導入促進につながる対策を求めます。
9	MT計上対象 種目の拡充 およびボルドロ 計上記載項目の 標準化等	・紙ボルドロによる共同保険の計上は、各社の経理部門における仕分けや営業部門における 計上といった大量の手作業の存在にくわえ、各社の計上時期相違による計上遅延の発生、 精算業務の混乱にともなう代理店手数料支払時期への影響、各社別の保険種目コードや 保険始期・終期といった記載項目の相違に起因する各社間の照会負荷など、産業レベル で大きな間接コストを生じさせています。 ▶組合員の負担軽減などの観点から、MT計上対象種目の拡充、紙ボルドロの記載項目
		の標準化などを求めます。
10	代理店登録事務 に係る共通化・ 標準化	・代理店登録に関する必要書類が保険会社によって異なることや、損保と生保の双方を取り扱う代理店が多いなか、生損保の代理店登録の手続きが異なることで実務が煩雑になっています。
		▶代理店登録事務について生損保間で生じている差異も含めた共通化・標準化の検討を 求めます。
11	乗合代理店の 自己・特定契約 比率の計算に 関するインフラ の整備	・毎年一定の時期などに保険会社が把握・管理することになっている乗合代理店の自己・ 特定契約比率調査は、乗合各社が調査し代申会社が合算集計するなど極めて非効率かつ 煩雑な手続きとなっています。
		▶乗合代理店の自己・特定契約比率を正確かつ簡素に計算することができるよう、業界内のインフラ整備を求めます。

項番	項目	現在の提言内容
12	「特定者」の 範囲の見直し など	・「特定者」に関しては、当該代理店との資本的関係のほか、役職員の兼務関係をはじめとする人的関係など、極めて広い範囲に規制がかかっています。企業再編や雇用の流動化の影響は法人代理店にも及んでおり、役職員の過去の職歴を正確に把握するにあたり、プライバシーへの留意が必要なうえ、相当な負荷が生じています。 ▶代理店委託業務の煩雑さを軽減するため、特定者の定義・規定の見直しを求めます。
		くわえて、生損保間における定義の統一を求めます。 ・先行払した車物事案の保険金求償などは、1件ごとの回収・計上処理を手作業で行うなど
13	保険金VAN決済 システムの拡充	非効率な実態にあります。
		▶保険金VAN決済システムについて、対人VAN決済と同様の決済システムを早期に構築するなど業務の効率化につながる対応を求めます。
	重複保険に 関する求償 スキーム等の 周知徹底	・重複保険の求償は、手続きが煩雑であることにくわえ、スキームが十分に理解されてしないことから、各社の現場に大きな負荷を与えています。
14		▶重複保険の求償手続きに関するスキーム、重複契約確認時の標準フォームの活用について協会加盟以外の共済などへ周知するとともに、求償金額の算出方法について各社・現場への周知徹底を求めます。
15	保険会社間の 書類送付の 電子化など	・他社から支払われた対人賠償保険金との差額を人身傷害保険金として支払うために対人 賠償保険金を支払った他社から関係書類を取り付ける場合や、重複保険の保険者(他社 への求償手続きのために他社へ関係書類を送付する場合などにおいて、保険会社間の書 類の受け渡しが紙媒体で行われていることにより、業務の増加を招いてます。
		▶保険会社間の関係書類の受け渡しを極小化できるよう、電子メールなどで完結できるようにする業界ルールの標準化や、前提となる損害対応フローのペーパーレス化の推進を求めます。
16	自賠責調査 事務所の事務 ルール等の 標準化・効率化	・自賠責保険の調査・支払に関する事務ルールや重過失減額認定に関する運用に地域間の 差異があること、自賠責保険の精算請求(回収)に関する事務ルールにおいて保険会社 に対して請求関係書類の原本の提出を求めていることにより、業務の増加を招いています。
		▶自賠責調査事務所の事務ルールや重過失減額認定に関する運用の標準化と、自賠責保 険の精算請求(回収)において請求関係書類としてコピーやPDFを可とするなど事務 ルールの効率化を求めます。

2 事業フィールドの整備・拡大

1. 共済事業等に関する規制の見直し

情勢認識

- 共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実な契約の履行が求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要となることから、2006年施行の保険業法改正により、根拠法のある制度共済や、一定の地域や職域等でつながっており構成員による自治が可能な団体などを除き、保険業法の規定が適用されることとなりました。
- ●2006年施行の保険業法改正時に特定保険業を行っていた者のうち一定の要件に該当する者は、 2011年施行の保険業法改正により、当分の間、行政庁の認可のもと、認可特定保険業者として事業の継続が認められています。
- こうしたなか、現行の根拠法のある制度共済や認可特定保険業とは別に、中小企業向けの労働災害の共済事業を新たに認める法案を議員立法として国会に提出するべく、検討がなされているといった動きがあります。

問題意識

根拠法のある制度共済や認可特定保険業には、保険募集人の登録義務や保険契約者保護機構などのセーフティネットの構築義務が課されていないことにくわえ、一部の根拠法のある制度共済を除き2016年施行の改正保険業法に設けられた情報提供義務、意向把握義務、弊害防止措置などが課されていません。このように、根拠法のある制度共済や認可特定保険業における規制が、最低限順守すべき規制として保険会社と少額短期保険業者に適用されている現行の保険業法の内容と同水準となっていないことは消費者保護の観点から望ましくないと考えます。

提言

さらなる消費者保護を図っていくべく、根拠法のある制度共済や認可特定保険業において、 保険会社と少額短期保険業に適用されている現行の保険業法の内容と同水準の規制を設けた うえで、その規制を順守する態勢が構築されるよう監督していくべきと考えます。

2. 銀行等における保険募集規制の見直し

情勢認識

- ●銀行等における保険募集については、消費者保護の観点から、顧客に対する銀行等の優越的地位や 情報格差などを背景とした圧力により顧客の保険加入や保険商品選定の判断が変わることを懸念し、 規制が設けられてきた経緯にあります。
- そのようななか、消費者保護を前提に、消費者利便の向上等の観点から、数次にわたる規制緩和を経て、現在は取り扱い可能な保険商品に制限はなくなっており、保険商品の種類に応じた弊害防止措置を適用するといった内容の規制となっています。
- ●一方で、対象者が保険募集制限先か否かの確認にはじまり、非公開情報保護措置にもとづく事前同意の取り付けや影響遮断措置の確保、預金誤認防止措置に関わる顧客への説明など、数多くのプロセスが存在しており、損保グループ産業の社員が、これら一連の業務プロセスに関する金融機関への教育・研修、日常的な照会対応・指導などの業務を担っています。

問題意識

 ●保険商品の販売窓口の拡大や販売者同士の競争促進を通じ、サービスの品質を向上させる観点から、 消費者保護を確保しつつ、さらなる消費者利便の向上を図ることが必要と考えます。他方、消費者 保護を図るために設けられた弊害防止措置により、保険募集制限先の対象者に提案できないことや、 数多くのプロセスを経る必要があることで、消費者にとって最適な保険提案への支障となることも 懸念されます。

提言

保険業法において情報提供義務や意向把握義務といった消費者保護のための枠組みが設けられたことをふまえれば、銀行等での保険募集における消費者保護と消費者利便の両立に向けて、企業経営を財務面でサポートする機能、個人の資産形成に関する相談機能など、金融機関の専門性をさらに生かして必要な生損保商品を提案できるよう、弊害防止措置の見直しなども視野に入れた環境整備をすすめるべきと考えます。

3. 生命保険における構成員契約規制の撤廃

情勢認識

●企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結し、生命保険商品の募集を行う場合、保険業法において禁止行為とされている圧力募集への懸念から、一部の保険商品を除いて、当該企業およびその企業と密接な関係を有する法人(特定関係法人)の役員・従業員に対する募集が制限されています。

問題意識

- ●事前規制から事後チェック型へと監督行政の転換が図られ、不適切な募集に対しては策が講じられているなか、圧力募集への懸念を理由に一切の募集を禁止することは、過剰な事前規制であると考えられます。また、第二分野(損害保険)および第三分野(医療保険など)は販売が可能であるなかで、第一分野(生命保険)にのみ規制を課すことの合理的な理由は存在しないと考えます。くわえて、募集が制限されていることにより、生命保険会社と募集代理店契約を締結している企業の役員や従業員などは生命保険のみ別の代理店を探さなければならないなど消費者利便が図られていない懸念があります。
- ●また、大企業や金融機関などでは特定関係法人が多岐にわたり、管理に多大な労力を要しています。

提言

販売者による説明責任の着実な履行や、不適切な募集に対する苦情対応などを含む適切な事後措置の実施などにくわえて、保険業法において情報提供義務や意向把握義務といった消費者保護のための枠組みが設けられたことをふまえれば、消費者保護と消費者利便の両立に向けて、優越的地位の濫用などを防止するための弊害防止措置の導入など消費者保護に寄与する各種措置が講じられることを前提に、構成員契約規制は早期に撤廃するべきであると考えます。

3 社会インフラ機能の維持・拡大

1. 地震などの自然災害を補償する保険のさらなる普及と迅速かつ適正な保険金支払

情勢認識

- ■国民が自らの財産を守る自助の制度である地震保険制度は、1966年の創設以来、震災発生時における被災者の生活および日本経済の安定に寄与してきました。東日本大震災では業界全体が全力で取り組んだ結果、約80万件もの保険金を迅速に支払い、被災者の生活再建に寄与できたことは、本制度の有効性を実証したものといえます。
- ●東日本大震災や熊本地震などの大規模地震が続けて発生したことにくわえ、今後も、南海トラフ巨大地震・首都直下型地震などの発生が予想されていることから、地震災害に対する自助の備えへの必要性が高まっています。このようななか、業界では地震保険制度の普及に向けて、地震リスクや地震保険に対する理解拡大に取り組んだ結果、地震保険の加入件数は東日本大震災発生時から約630万件増加したものの、その世帯加入率は32.2%(2018年末時点)と決して十分とは言えない状況にあります。
- ●また、迅速な保険金支払体制の構築に向けて、損害調査におけるモバイル端末の利用拡大や損害状況申告方式の対象拡大などの支払体制の整備をすすめています。ほかにも大規模災害時に各社が重要業務を安定的に稼働できるよう、損保協会のBCP(事業継続計画)をより実践的で実効性のあるものとすべく、引き続き、内容の見直しを図っています。
- くわえて、2018年、2019年は、大型台風や豪雨など地震以外の大規模な自然災害が相次いで発生し、このような台風や集中豪雨などの自然災害に対しても、さらなる自助の備えの必要性が高まっています。一方、水災などのリスクへの備えとして消費者が必要な情報を得るために有効なツールとなるハザードマップを作成できていない地方自治体などがあります。

1 地震などの自然災害を補償する保険のさらなる普及に向けて —

問題意識

- ●全国どこでも、いつ何時、大規模地震によって被害を受ける可能性があり、地震保険のさらなる普及に向けて、早期に一人でも多くの消費者に地震保険の有用性を理解いただく必要があると考えます。また、加入促進に資する具体策の検討をすすめる必要があると考えます。
- くわえて、ハザードマップがないことで消費者の防災リテラシーが向上せず、必要な自助もすすんでいない実態があります。

- 業界・各社は、地震保険の有用性や地震リスクなどに関する啓発活動に国・地方自治体と相互に連携して取り組むとともに、加入促進の観点から、建築年割引適用時の確認資料の廃止や耐震等級割引適用時の確認資料の簡素化など、加入時の消費者利便につながる対策を幅広く検討していくべきと考えます。
- ●ハザードマップが作成されていない地域の地方自治体などは、早急に整備をすすめるとともに、業界・各社は、国・地方自治体と相互に連携して、ハザードマップの内容を周知するなど、消費者の防災リテラシー向上に向けた啓発活動等に取り組むべきと考えます。

2 地震や台風などの大規模自然災害時の迅速かつ適正な保険金支払に向けて

問題意識

- ・南海トラフ巨大地震や首都直下型地震などの事故受付件数は、業界全体が全力をあげて対応した東日本大震災の数倍以上と想定されていることにくわえ、今後の地震保険の普及活動によりさらに増加することが見込まれます。また、2017年1月の商品改定による損害認定区分の細分化や新旧商品の混在化にともない、保険金算定業務に要する時間が増加する懸念があります。このように事故受付件数や保険金算定業務時間が増加するなかであっても、東日本大震災時と同様に迅速かつ適正な保険金支払を実現する必要があります。
- ●また、大型台風や豪雨など、頻発化・激甚化する地震以外の大規模自然災害についても、その事故 受付件数は大規模地震に匹敵するほどとなっており、お客さまへの迅速かつ適正な保険金支払を実 現する必要があります。

項番	項目	内容
1	損害調査の簡素化や 認定方法の見直し	▶地震保険における保険金支払の迅速性を高めるため、さらなる損害調査の簡素化にくわえ、区分所有建物の損害認定に関する認定結果の共有スキームや損害認定方法の見直しといった幅広い検討を求めます。また、地震以外の大規模自然災害に対しても、損害認定に関する業界共同のしくみの構築などの検討を求めます。
2	損害調査における 交通手段の確保	▶地震保険における損害調査の迅速性を確保するため、行政機関の許認可などにより営業区域が限定されるタクシー事業者などが指定営業区域を越えて被災地支援を行えるよう、法整備を求めます。
3	未修復物件の損害認定の適正・公平性の確保	▶後発地震による損害認定をより適正かつ公平に行うため、先発地震で罹災した物件の新規引受に関して、すべての会社・代理店が先発地震による被害状況・程度を正確に確認できるようなしくみの検討などを求めます。

2. 自然災害以外の保険の迅速かつ適正な保険金支払

情勢認識

●環境変化等により、サイバーテロ等の新たなリスクが出現していることや、既存のリスクが多様化・ 複雑化していることを背景に、社会・消費者の安心・安全に対する意識が高まっています。

問題意識

あらゆる損害に対して迅速かつ適正な保険金支払を実践することが、損保グループ産業の最も重要な役割のひとつであり、この役割を十分に果たすため、さらなる環境整備が必要であると考えます。

項番	項目	内容
1	医療機関と保険会社間の ネットワークの構築し	▶診療報酬明細書のオンライン化はすでに実現されているものの、情報管理上の制約から保険会社の参加は認められていません。診療報酬明細書の取り付けを迅速に行うため、マイナンバー制度の民間活用やブロックチェーン技術の活用などによって医療機関と保険会社間のネットワークの構築を求めます。
2	交通事故証明書の簡便な 取り付け等	▶交通事故証明書の取り付けの簡便化、同証明書への事故状況図や車台番号などの記載を求めます。
3	飲酒調査結果の開示	▶飲酒運転の抑止効果を発揮するため、本人同意の取得を前提として、飲酒調査結果を開示するよう求めます。
4	ドライブレコーダーの 標準装着化	▶過失事案に関する調査および保険金支払の迅速化、交通事故被害者の救済の 観点から、ドライブレコーダーを標準装着とするよう、道路運送車両法等の 改正を求めます。
5	交通事故多発交差点への カメラの設置等	▶交通事故多発交差点における道路標識の視認性向上およびカメラの設置を求めます。また、個人情報保護に関わる一定の手続きのもとで映像の閲覧を可能とすることを求めます。
6	イモビライザーの標準 装着化	▶イモビライザーを標準装着するよう、道路運送車両法等の改正を求めます。 また、新たな盗難手法の拡大を防ぐための対応を求めます。
7	最新技術の研究開発	▶事故発生防止に向けて、ITS (高度道路交通システム) やASV (先進安全自動車) の技術開発に向けた研究を一層すすめるとともに、各種データの使用ルールやサイバー攻撃への防御策の整備を求めます。

3. 感染症の拡大による影響も想定した事業継続に向けた備え

情勢認識

●自然災害への備えとしてのBCPを策定している企業は増えているものの、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大においては、感染症への対応の前例がほとんどないことや、リスクとしてそこまで想定していなかったなどの理由から、感染症を想定したBCPまでは策定できておらず、中小企業などの事業継続が困難になるなど、一定の混乱が生じていました。

問題意識

- ●すでに中小企業庁は2009年に「新型インフルエンザA対策のためのBCP」の雛形をリリースしていましたが、コロナ禍における各企業の対応をふまえれば、特に中小企業で、感染症まで網羅したBCP策定については十分できているとは言えません。
- ●感染症の拡大などいかなる事態があっても、社員の健康を確保したうえで事業を継続していくためには、あらかじめ今回のような事態も想定したBCPを策定しておくことが有用と考えます。

提言

行政・業界は、新型コロナウイルス感染症の拡大における経験をふまえ、アフターコロナにおいて、中小企業庁が示している「新型インフルエンザA対策のためのBCP」の雛形を参考にするなどして、感染症が流行した際にも企業が事業継続できるよう、BCPなどを備える必要性を周知していくべきと考えます。

4. 自動運転自動車の普及にともなう関連法制等の整備

情勢認識

- ●自動運転自動車の普及を見据え、事故が発生した場合の民事上の責任に関する自動車損害賠償保障法、運転者が守るべき交通ルールである道路交通法、車体の安全性に関する道路運送車両法などの自動車関連法制の見直しがすすんでいます。
- ●また、2018年3月に国土交通省の「自動運転における損害賠償責任に関する研究会」からは、「レベル0」~「レベル4」までの自動車が混在する当面の「過渡期」においては、迅速な被害者救済の観点から従来の運行供用者責任を維持しつつ、「保険会社等が自動車メーカー等に対して自動車の『構造上の欠陥又は機能の障害』により発生した損害に係る求償権を行使することは実務上困難」との考えのもと、「保険会社等による自動車メーカー等に対する求償権行使の実効性確保のためのしくみを検討することが適当」との見解が示されました。

同研究会の報告書で示された求償権行使の実効性確保のためのしくみ(案)

- ①自動運転自動車にデータレコーダーなどを設置し、事故原因の解析に資するような環境を整備すること
- ②保険会社と自動車メーカー等が協力して、円滑に求償を行うために必要な事項に関する解析や協議を行う協力体制を 構築すること
- ③自動運転中の事故及び自動運転システムの安全性を損なうおそれのある事象の原因調査、安全性確保・向上に向けた検討等を行う体制を整備すること
- 現在、求償に係る協力体制のあり方に関しては「保険会社等から自動車メーカー等に対する求償権 行使の実効性に係る協力体制を構築するため、作動状態記録装置に記録されるデータ項目もふまえ て、検討すべき事項(データ提供の対象となる事故の条件、ユーザーからの同意の取得方法等)を 整理し、関係者が協調して検討中」である旨が国土交通省より示されています。

問題意識

- ●衝突被害軽減ブレーキや、実用化がすすんでいく自動運転システムなどの装置が搭載された自動車の事故においても、引き続き、迅速かつ適正な保険金支払を実現するためには、保険会社等が事故原因の解析に資する情報などを入手できるよう、さらなる環境整備が必要であると考えます。
- ●また、保険業法300条にある特別の利益の提供に抵触しないよう事故原因を追究するなど求償を適切に行う必要があるなか、自動運転自動車の事故原因の特定等の求償作業には膨大なコストが生じることが予想されます。官民ITS構想・ロードマップ2019において、2020年には高速道路でのレベル3の自動運転や、実証実験の枠組みを利用したレベル4の自動運転移動サービスの実現が示されているように、レベル3,4の自動運転自動車の実用化が目前に迫るなか、こうしたコストの増加を抑え、保険料の上昇による消費者負担の増加を限定的にするためには、国土交通省の研究会で示されているような保険会社等による自動車メーカー等に対する求償権行使の実効性確保のためのしくみが必要と考えます。
- ●一方、求償権行使の実効性確保をするためのしくみが構築できない可能性があることも想定し、その 場合においても、消費者負担の増加を限定的にしていくための対応を検討する必要があると考えます。

- ●自動運転自動車など最新技術が関係する事故の迅速かつ適正な損害調査に向けて、保険会 社等が車載カメラやセンサー、GPSなどで収集した情報のほか、事故原因や損害認定に必要 な情報の入手を可能とする個人情報保護法の見直しをはじめとした法整備などを求めます。
- ●保険会社等による求償権行使の実効性確保のためのしくみについては、現在の検討状況を 開示したうえで、企業のみならず、関係する産業の働く者の意見もふまえて、保険会社等 や自動車メーカー等における実務を想定し、早急に検討していくべきと考えます。
- 求償権行使の実効性確保のためのしくみを構築する以外の対応として、自動運転自動車に 係る事故に限って求償権の行使が不要となるよう保険業法や自動車関連法制を見直すこと なども選択肢に含めて、有効な対策を幅広く検討すべきと考えます。

5. 保険金不正請求防止対策

情勢認識

- これまで、損害率の悪化や消費税率の引き上げなどの影響から保険料率の引き上げが行われてきました。こうしたなか、業界・各社は、保険金不正請求の防止に向けた各種対策のほか、自動車修理時のリサイクル部品の活用により環境負荷と修理費用を軽減する取り組みや、交通事故の発生防止や防災・減災に関する提言・啓発活動の実施など、社会的損失を最小限に抑える取り組みを強化しています。
- ●損保協会では、2013年1月に設置した「保険金不正請求対策室」を中心に、保険金不正請求ホットラインの運営や、保険金不正請求を防止するためのデータベースの構築に取り組んでいます。また、不正請求行為関係者のネットワーク分析システムの活用推進や保険金不正請求防止事案担当者表彰制度の運用に取り組んでいるほか、保険金請求歴に関する情報交換の対象を人保険分野から全種目へ拡大するとともに、収集した保険金請求等に関する情報をAIが分析し、不正請求を早期に検知するシステムを構築し、2020年4月から運用を開始するなど、保険制度の健全性の維持・向上に努めています。

問題意識

保険金不正請求は、社会不安の増大など社会に対して悪影響を及ぼすほか、犯罪組織の資金源ともなり得るため、さらなる犯罪の発生の遠因となる可能性もあります。また、本来生じるべきではない損害率の上昇や、それにともなう保険料率の引き上げなどを通じて、損保グループ産業の健全な発展を阻害するとともに契約者の負担増加につながる要因となるため、より実効性の高い対策が必要であると考えます。

項番	項目	内容
1	各種法制度などの見直し	▶保険法における契約解除要件の見直し(信頼破壊行為の重視)および保険犯罪に関する罰則の強化を求めます。▶マイナンバー制度の民間活用を含む、医療機関と保険会社間におけるネットワークの構築や公的医療保険者との情報共有を可能とする法整備を求めます。
2	業界内データベースの 充実	▶業界として保険金不正請求およびそれらの疑義情報の収集に努めることにく わえ、法規制をクリアし、これらの情報を個別契約の引受制限に活用できる しくみを検討することを求めます。
3	警察への人身事故届出の 徹底	▶自賠責保険・自動車保険への請求にあたり、人身事故の届け出が必要である ことにつき、各社において請求者への説明を徹底するよう求めます。
4	社員教育の充実	▶各社において、担当者が不正事案の見極めや対応に必要な経験を積むための 教育および組織態勢の構築を図るよう求めます。
5	啓発活動の推進	▶保険金不正請求は犯罪であるという社会規範をつくるべく、公共広告などとの連携や、募集文書などへの注意喚起文言の記載を含めた啓発活動の一層の推進を求めます。

6. 反社会的勢力との関係遮断

情勢認識

●金融庁は、保険会社に対し、反社会的勢力との関係遮断、マネー・ローンダリングおよびテロ資金 供給の防止に向けた態勢の整備を求めており、2014年6月には、反社会的勢力との関係遮断に向 けた取り組みを推進するための監督指針の改正などが行われました。業界においても、2013年11 月に損保協会が反社会的勢力への対応に関する基本方針を改定したうえで、データベースの拡充を すすめています。

問題意識

- ●各社・代理店間で対応レベルが異なれば、ある保険会社・代理店で謝絶した反社会的勢力の契約を ほかの保険会社・代理店で引き受けるなどの事象が生じる恐れがあります。
- ●損害保険においては、社会的使命である被害者救済を果たすために反社会的勢力との関係遮断がしきれないことや、準記名式の団体契約をはじめ契約時に被保険者を特定することができない契約があること、あるいは契約に至るまでの期間が短いなかで十分なチェックができないケースが生じ得ることなど、ほかの金融商品にはない固有の課題が存在します。

- ●業界内での対応レベルの統一やデータ共有、行政や周辺業界との情報連携、代理店との意識レベルの共有を一層すすめるべきと考えます。
- 損保グループ産業に固有の課題について、行政とともに検討をすすめる必要があるものと 考えます。また、各社における現場教育の充実と安全管理の徹底を図るべきと考えます。

7. 自賠責保険制度の安定運営

情勢認識

- ●自賠責保険は、交通事故による被害者の保護・救済を目的とした制度であり、人身事故の被害者が一定額の補償を確実に得られるよう、自動車ユーザーには契約締結が義務づけられています。このように本制度は社会保障的性格の強い強制保険であり、保険料についても極力低い水準で設定されるべきであるため、保険会社の利潤を織り込まない、いわゆる「ノーロス・ノープロフィットの原則」にもとづいて算定されています。
- ●政府は、2001年の政府再保険制度廃止時の定めに則り、過去の保険料や運用益を積み立てた自動車安全特別会計から生じる運用益を原資として、交通事故被害者支援や事故発生防止対策などの交通事故対策を実施しています。しかし、同特別会計から約6,000億円が政府の一般会計に繰り入れられており、財務大臣・国土交通大臣間での覚書にもとづいて2018年度以降3年連続で繰り戻しはなされることになったものの、いまだ元本が欠損した状態での交通事故対策費用の拠出を余儀なくされています。

問題意識

- ●自賠責保険は「ノーロス・ノープロフィットの原則」に則り、その保険料水準は極力抑制する必要がありますが、短期的な収支にもとづいて保険料を大幅に引き下げた場合、将来的に大幅な保険料引き上げにつながる恐れがあります。
- ●一般会計への繰入金は、2022年度までに繰り戻すことが財務大臣・国土交通大臣間で合意されていますが、早急に繰り戻されなければ、その運用益を原資とする交通事故対策の安定運営に支障をきたす恐れがあります。

- ●自賠責保険料の急激な上昇は自動車ユーザー・販売店双方に過度な負荷となることから、 基準料率の設定にあたっては、中長期的な収支バランスに十分配慮するべきであると考え ます。
- ●自動車安全特別会計から一般会計への繰入金は、交通事故対策などの運用益事業の原資と すべく過去の自動車ユーザーの負担により積み立てられたものであることから、早急に繰 り戻すべきであると考えます。

第2章

労働者がいきいきと働き続けられる 環境の実現に向けて

1. 労働法制の見直しや実効性の確保に向けて

- 1 同一労働同一賃金の実現に向けた対応
- 2 長時間労働の是正に向けた法制度の整備
- 3 高度プロフェッショナル制度への対応
- 4 企画業務型裁量労働制の見直しへの対応
- 5 高齢者雇用への対応
- 6 改正労働者派遣法への対応
- 7 有期契約の無期転換ルールへの対応
- 8 解雇無効時における金銭救済制度への対応
- 9 賃金請求権に関する対応
- 10 職場におけるハラスメントの防止強化に向けた対応
- 11 過労死防止への対応
- 12 副業・兼業を行う労働者保護に向けた対応
- 13 中途採用比率の情報公表に関する対応
- 14 社会人教育等の充実に向けた対応
- 15 集団的労使関係の再構築に向けた対応
- 16 純粋持株会社やグループ企業等における使用者概念の 明文化などの労働者保護ルールの整備に向けた対応

2. 長時間労働につながる商慣習の見直し

1 労働法制の見直しや 実効性の確保に向けて

1. 同一労働同一賃金の実現に向けた対応

情勢認識

- ●政府が2016年9月に設置した「働き方改革実現会議」において、労使の代表も含めた有識者らによる論議・検討を経て2017年3月に取りまとめられた「働き方改革実行計画」を受けて、2018年6月に「働き方改革関連法」が成立しました。
- ●同関連法において、雇用形態に関わらない均等・均衡待遇の実現に向け、正規雇用労働者・非正規 雇用労働者間の均等・均衡待遇規定の整備や、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する 事業主の説明義務化などの改正が盛り込まれました。
- ●また、施行に先立ち、基本給・賞与・各種手当・福利厚生などの処遇全般についてどのような待遇差が不合理なものであるかなどを定めた省令・指針が公布されるとともに、同省令・指針にもとづき具体的にどのような待遇差が不合理なものであるかなどを事例等で示した「ガイドライン」が策定されたうえで、大企業においては2020年4月より施行されています(中小企業においては2021年4月より施行されます)。

問題意識

●雇用形態間の合理的理由のない格差の解消、非正規雇用労働者の処遇改善が期待される一方、均等・ 均衡待遇の実現という名目のもと、既存の雇用・労働条件の切り下げなど、労働法の原則や本取り 組みの趣旨に反した対応が行われることなどが懸念されます。

提言

労使の主体的な交渉・協議により、さまざまな制度への影響や職場の実態なども勘案しながら、雇用形態間の合理的理由のない格差の解消や、労働者全体の雇用・労働条件の維持・向上につなげていけるよう、省令・指針などを周知徹底するとともに、施行後の状況把握や監督・指導体制の強化を行い、法の実効性を確保していく必要があると考えます。

2. 長時間労働の是正に向けた法制度の整備

情勢認識

●「働き方改革関連法」では、長時間労働の是正を目的として、時間外労働の限度を月45時間かつ年360時間とする「時間外労働の罰則付き上限規制」や「勤務間インターバル制度導入の努力義務化」が定められており、大企業に対しては2019年4月から、中小企業には2020年4月から施行されています。

問題意識

●関連法では、時間外労働の上限規制には一部対象外の労働者が存在していることや、勤務間インター バル制度は努力義務にとどまっていることなどから、長時間労働の是正が十分に図られない懸念が あります。

提言

すべての労働者を対象とする「労働時間の上限規制」および「勤務間インターバル制度」の 導入など、長時間労働の是正に向けたさらなる法制度の整備が必要であると考えます。

3. 高度プロフェッショナル制度への対応

情勢認識

●「働き方改革関連法」には、職務の範囲が明確で一定の年収(1,075万円以上)を有する労働者が高度の専門的知識を必要とするなどの業務に従事する場合に、時間外・深夜労働などの規制を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」が盛り込まれており、同制度は長時間労働を助長する懸念があることなどから野党・労働界は強く反対していましたが、与党などの賛成多数により可決・成立し2019年4月から施行されています。

問題意識

●同制度を導入するためには健康確保措置や本人同意などが要件になっており、現時点では導入の届け出数は限定的ではあるものの、対象となる労働者は時間外・深夜労働など労働基準法に定められた労働時間に関する最低限のルールの保護を受けられなくなります。くわえて、賃金は労働時間ではなく成果に対して支払われることから、対象労働者が成果を追い求めるなかで、長時間労働を助長する懸念があります。

提言

長時間労働の抑制、労働者の健康確保に向けて省令・指針の順守を徹底するとともに、施行後の状況を把握し、対象業務の運用や健康確保の実効性に問題がある場合は、制度自体の廃止を含めて制度の見直しを検討する必要があると考えます。

4. 企画業務型裁量労働制の見直しへの対応

情勢認識

- ●損保グループ産業では、非定型業務に従事する組合員の働き方の自由度が増えることが働きがい・ やりがいのさらなる向上につながるといった考えから、企画業務型裁量労働制を導入している企業 があります。一方で、日本で同制度が適用されている労働者は、全労働者のうちごくわずかにすぎ ないことから、政府では、同制度の趣旨にしたがい労働者が真に裁量を持って働くことができるよ う、制度の見直しが検討されてきました。
- ●こうしたなか「働き方改革関連法」には、同制度の対象業務を拡大するとともに、対象者の健康確保措置の充実や届出手続きの簡素化などの見直しが盛り込まれる予定でしたが、国会に提出されていた労働時間に関するデータに不備があった問題などを受け同法からは削除されました。2019年に実施された実態調査をふまえ、今後、あらためて論議・検討がなされることになっています。

問題意識

●企画業務型裁量労働制は、組合員のやりがいのさらなる向上につながり得る制度である一方、適切な対象業務・対象労働者への適用や、適正な労働時間管理にもとづく実効性のある健康確保措置の実施が担保されない場合には、長時間労働などにつながる懸念があります。

提言

企画業務型裁量労働制の対象業務などを拡大する場合には、適正な労働時間管理にもとづく 労働時間の上限規制や勤務間インターバル制度などの導入による労働者の健康確保、本人同 意の取得、不同意者の不利益取り扱いの禁止に関する実効性ある法的な措置を講じる必要が あると考えます。そのうえで、対象業務や対象労働者の範囲を、企画業務型裁量労働制の趣 旨に照らし、労使で決定する方法とすることが重要と考えます。

5. 高齢者雇用への対応

情勢認識

- ●政府は、2018年11月の未来投資会議で取りまとめた「人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要」との考え方のもと、希望する高齢者について70歳までの就業機会の確保を図るという考えを示し、2019年6月には「成長戦略実行計画案」を策定しました。その後労働政策審議会等での論議を経て、第201回国会で2020年3月31日に改正高年齢者雇用安定法が可決・成立しました。
- 2021年4月から施行される当該改正法は、70歳までの就業機会の確保を図る措置として、65歳までの高年齢者雇用確保措置と同様の措置(定年廃止、定年延長、継続雇用制度の導入)にくわえて、特殊関係事業主以外の企業への再就職に関する制度の導入、フリーランスや起業による就業に関する制度の導入、社会貢献活動への従事に関する制度の導入といった新たな措置を設け、これらの措置のうち、いずれかを講ずることを事業主に対する努力義務として定めています。

問題意識

- ●「人生100年時代」を迎え、"働き方"のみならず、"働く期間"に対する労働者の価値観はさまざまであるという認識を前提としたうえで、労働者が意欲・やりがいを持って働き続けることができる環境整備が求められています。
- ●第201回国会で可決・成立した改正高年齢者雇用安定法では、70歳までの就業機会確保に向けて「雇用によらない措置」を認めていますが、フリーランス等の働き方は労働安全衛生法などの保護が及ばないといった懸念があります。

提言

- "働き方"のみならず、"働く期間"に対する労働者の価値観はさまざまであるという認識を前提に、意欲ある高齢者がやりがいを持って働き続けることができる環境整備に向けた各種対策がすすめられるべきと考えます。
- ●70歳までの就業機会の確保においては、労働安全衛生法などの保護が及ばない「雇用によらない措置」を行うことも選択肢として認められていることから、当該措置を導入する場合は労使合意が前提であることなどを周知徹底する必要があると考えます。

6. 改正労働者派遣法への対応

情勢認識

●「業務区分による期間制限の撤廃および事業所・個人単位の期間制限導入」「均衡待遇確保のための措置見直し」などを盛り込んだ労働者派遣法改正法が、第189回国会で成立し、2015年9月30日に施行されました。

問題意識

- ●派遣労働者を入れ替えることで、同一職場で期間の制限なく派遣労働者を受け入れることができるようになるなど、間接雇用の常態化が懸念されています。
- ●損保グループ産業の職場においては、期間制限が設けられていなかった旧専門26業務に従事する派遣社員と業務を分担している職場もあり、同じ派遣社員が3年を超えて在籍するケースも少なくありません。3年ごとに派遣社員の交代が余儀なくされれば、派遣社員の雇用が不安定になるのみならず、職場の業務運営に大きな影響を与える懸念があります。

提言

法改正の趣旨である「派遣労働者の雇用の安定」と「処遇改善」に資する措置が適切に講じられているかを検証のうえ、問題がある場合には、実効性ある規制などを検討する必要があると考えます。

7. 有期契約の無期転換ルールへの対応

情勢認識

●有期契約労働者の無期転換ルールなどを盛り込んだ「改正労働契約法」が2013年4月に施行され、 同改正法にもとづき、有期契約労働者の無期労働契約への申込権が2018年4月より発生しています。

問題意識

●有期契約労働者の申し込みによる無期労働契約への転換ルールに関して、各企業において、対象者への周知が図られるとともに、無期労働契約への申込権発生の手前での雇止めや不合理な労働条件への変更が行われることのないよう、同改正法にしたがって適切に転換を実施することが求められています。

提言

雇止めや労働条件などの状況を検証のうえ、問題がある場合には、雇止めや不合理な労働条件への変更の抑制などに向けた実効性ある規制を検討する必要があると考えます。

8. 解雇無効時における金銭救済制度への対応

情勢認識

- ●2015年6月に改訂された「日本再興戦略」では、雇用終了の原因、保証金の性質・水準などのあり方と必要性を含め、透明かつ公正・客観的でグローバルに通用する労働紛争解決システムの構築の具体化に向けた検討をすすめ、所要の制度的措置を講じることが示されました。また、2015年6月に示された「規制改革に関する第3次答申」でも、労使双方が納得する雇用終了のあり方として、多様な解決手段が使いやすくなるように改善を図るひとつの対象として、解雇無効時の金銭解決が言及されました。
- ●こうした動きを受けて、2015年10月以降、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等のあり方に 関する検討会」において、「解雇無効時の金銭救済制度」の導入是非などに関する論議が行われ、 2017年5月には報告書の取りまとめがなされました。
- ●2018年6月以降、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が設置され、 制度設計等に関する論議・検討が行われています。

問題意識

「解雇無効時における金銭救済制度」は、金銭を支払えば解雇できるとの風潮を広めることにつながるなど、労働者保護ルールを後退させる懸念があります。

提言

労働者の救済につながらない「解雇無効時における金銭救済制度」の導入は不要であり、政府は同制度の検討について、労働者保護の観点のもと、審議会などの論議を経て慎重にすすめる必要があると考えます。

9. 賃金請求権に関する対応

情勢認識

- ●2020年4月から施行されている改正民法は、消滅時効関連規定について大幅な改正が行われています。
- ●関連する賃金請求権については、第201回国会で2020年3月27日に可決・成立し2020年4月から施行された改正法により、消滅時効期間を原則5年としたうえで、当分の間、これまでの労働基準法に規定する記録の保存期間に合わせて3年間とすることが定められました。また、改正法の施行から5年経過後に見直しを行うこととされています。

問題意識

●賃金請求権は労働者にとって重要な債権であり、改正前労働基準法は労働者保護のため、改正前民 法の短期消滅時効(1年)よりも長い時効期間(2年)を設定していた経緯があります。民法の定 める一般的な債権よりも権利保護の水準が下回る場合には、労働基準法における労働者保護の趣旨 をふまえておらず、労働者保護が十分とは言えません。

提言

改正法の施行5年経過後に見直しが行われる際には、賃金請求権の消滅時効期間を改正民法 と同じ原則の5年とすべきと考えます。

10. 職場におけるハラスメントの防止強化に向けた対応

情勢認識

- ●厚生労働省が2016年に実施した調査により、パワーハラスメントの防止等に向けた対策を実施している企業が全体の約半数にとどまっている実態が明らかになったことなどをふまえ策定された、パワーハラスメント防止措置を企業に義務づける改正法が2019年に成立し、2020年6月から施行されています(中小事業主は2022年3月31日までは努力義務となっています)。
- ●また、セクシュアルハラスメント等の防止対策はこれまでも企業に義務づけられていましたが、パワーハラスメントの防止措置の義務化と同時に対策が強化され、2020年6月から施行されています。
- ●なお、国際労働機関(ILO)では、2018年に「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する 条約を策定する方針を確認した後、2019年6月の創立100周年記念総会においてハラスメントに 特化した初めての国際条約が採択されました。

問題意識

- ●あらゆるハラスメントの根絶に向けては、2020年6月から施行されているパワーハラスメント防止措置を企業に義務づける法律や指針をはじめとする、ハラスメント対策の徹底が求められています。
- ●また、現行法にはハラスメント行為自体の禁止規定がないことなどにより、労働者が安心して働く ことができない懸念があります。

提言

- ●職場におけるあらゆるハラスメント防止に向けて、すべての事業主に対し、ハラスメント防止を企業に義務づける法律や指針等にもとづく対策を徹底する必要があると考えます。
- ●職場におけるハラスメントの形態が多様化していることをふまえ、労働者が安心して働くことができる職場環境の構築に向けて、ハラスメント行為の禁止規定を含む法改正を行うなど、職場におけるハラスメント全般の防止に向けた実効性のある対策を講じる必要があると考えます。

11. 過労死防止への対応

情勢認識

社会的に長時間労働が常態化し、過労死や精神障害などに関する労災認定件数も高水準で推移しているなか、2014年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」では、毎年多発している過労死等の防止に向けて、政府が調査・研究や過労死等の防止の重要性の啓発などを行うほか、事業主は国などが実施する対策に協力し、雇用者として責任を持って過労死等の防止対策に取り組むことなどが示されました。

問題意識

●過労死ゼロの実現をめざし、長時間労働者の労働時間短縮に向けた取り組みをはじめとした実効性 のある過労死等防止策に向けては、すべての事業主による対策の実施やそれに向けた周知・啓発な どが求められています。

提言

政府は、地方公共団体・労働組合と連携して、すべての事業主に対して過労死防止に向けた 取り組みの必要性を啓発するなど、すべての事業所で実効性のある過労死等防止策を実施し ていくための対策を講じる必要があると考えます。

12. 副業・兼業を行う労働者保護に向けた対応

情勢認識

- ●政府は「働き方改革実行計画」において、柔軟な働き方がしやすい環境整備のひとつとして、副業・ 兼業の普及促進を図るという方向性を示し、そのうえで、雇用保険、労働時間管理、健康管理(健 康確保措置)、労災保険給付のあり方等について検討をすすめるとしました。
- ●また、副業・兼業の普及促進に向けて、2018年1月には「副業・兼業の促進に関するガイドライン」 「改訂版モデル就業規則」が策定されました。
- ●その後、労働政策審議会等での論議を経て、雇用保険や労災保険については、一定労働者の保護に 資する改正法が第201回国会で2020年3月31日に可決・成立したものの、実効性のある労働時間 管理や健康確保措置についての検討は道半ばとなっています。

問題意識

- ●副業・兼業を行う者の保護に向けて、実効性のある労働時間管理や健康確保措置などの課題は整理 されておらず、副業・兼業を合わせた労働時間が長時間化することにより心身の健康に影響が出る 可能性があるなど、副業・兼業の安易な推進には労働者保護の観点から懸念があります。
- ●また、個別労使が自社における副業・兼業のあり方を検討する場合において、各種懸念点について 労使が十分認識することなくしては、結果的に労働者保護が十分に図られない恐れがあります。

- 労働者保護の観点から、副業・兼業が安易に推進されるべきではなく、副業・兼業を行う 者の保護に向けて、実効性のある労働時間管理や健康確保措置といった課題の整理が必要 であると考えます。
- ●個別労使において自社における副業・兼業のあり方を検討する場合において、労働者の保護を第一に据えた慎重な論議が可能となるよう、事業主等へ各種法律や懸念点に関して周知徹底を行うことが必要と考えます。

13. 中途採用比率の情報公表に関する対応

情勢認識

- ●政府は2019年6月の「成長戦略実行計画」などにおいて、人生100年時代をふまえ雇用制度改革をすすめることが必要であり、大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の必要な見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用の拡大を図る必要があるといった考えを示しています。
- ●これをふまえ2019年9月以降、労働政策審議会にて中途採用に関する情報公表についての論議が行われ、大企業における中途採用・経験者採用比率を公表することなどを定めた改正法が第201回国会で2020年3月31日に可決・成立しました。

問題意識

●中途採用比率の公表は、中途採用をめざす労働者の効果的な情報収集に一定寄与すると考えますが、 職場情報などの公表なくしては、職場に対する評価が中途採用実績の多寡のみをもってなされると いった懸念もあります。

提言

中途採用比率の公表に際しては、求職者が中途採用後に安定的に働き続けるために、企業で働く姿をイメージできるよう、企業の実態や入社後のキャリアパスをイメージしやすい情報の公表がすすむような支援も必要と考えます。

14. 社会人教育等の充実に向けた対応

情勢認識

- ●政府は2019年6月の「成長戦略実行計画」において、第4次産業革命に合わせて「組織」と「人」の変革をすすめられるかどうかが、付加価値の創出による労働生産性上昇を実現できるかどうかを左右するとしています。また、付加価値の高い雇用の創出に向けた能力開発・キャリア形成は、労働者一人ひとりが自らの責任で主体的に取り組むことが重要であるものの、企業としても従業員の学び直しによる能力発揮を支援する必要があるとの考えを示しており、一度社会に出てからも、時代の変化に合わせた学び直しができるリカレント教育の環境を引き続き整備していくとしています。
- ●2019年12月に取りまとめられた「全世代型社会保障検討会議中間報告」においても、人生100年時代を見据え、企業によるキャリア相談やサバティカル休暇制度の導入等を促進することや、学び直しに対する支援強化を図ることが示されています。

問題意識

● AI等の技術革新の進展や、人生100年時代の到来をふまえた職業人生の長期化といった環境変化のなか、労働者が「人」ならではの力を発揮し活躍し続けるために、能力開発や学び直しを行う必要性が高まっています。一方で、労働者が能力開発や学び直しを行うにあたっては、費用や時間の制約といった課題があります。

提言

より多くの労働者が能力開発や学び直しを行うことのできるよう、教育に関する給付金・助成金の拡充や有給教育訓練休暇制度等をより一層推進するための法整備など、社会人教育の充実に向けた支援の強化が必要であると考えます。

15. 集団的労使関係の再構築に向けた対応

情勢認識

● 労働組合に組織されていない非正規雇用労働者が増加するなか、企業内組織率の向上や、未組織企業における過半数代表となる労働組合の設立などに取り組むことが求められています。

問題意識

●労働組合の設立に向けたプロセスのなかで、労働者が意見を適正に集約し使用者と対等な立場で交渉できる機関の設置、同機関の設置にあたっての労働者代表の適正な選出や同機関の運用に関するルールなどが法的に整備されていません。

提言

労働組合の設立などに向けたプロセスのなかで、労働者保護の観点から法的なルールを整備 する必要があると考えます。

16. 純粋持株会社やグループ企業等における使用者概念の 明文化などの労働者保護ルールの整備に向けた対応

情勢認識

- ●合併・会社分割・事業譲渡・持株会社化などの企業組織再編に関する商法・会社法等の整備にともない、持株会社経営の進展や組織再編の活発化がみられるなか、損保グループ産業においても、純粋持株会社のもと、収益機会の確保や事業効率化などを企図した経営統合・会社合併などがすすめられています。
- ●こうした状況下、企業組織再編にともなう労働者保護ルールの整備を図るため、会社分割に関わる 労働者保護ルールを定めた労働契約承継法の施行規則・指針の改定、および事業譲渡等における指 針の策定が行われ、2016年9月に施行されました。

問題意識

- 1999年の「純粋持株会社解禁に伴う労使関係懇談会」の中間取りまとめにおいて、「純粋持株会社での労使協議があることが望ましい」との指摘がなされてはいるものの、純粋持株会社やグループ企業の使用者性に関する法的な解釈・見解は、現在明確に定まっていません。
- ●企業組織再編にともなう労働者保護ルールの整備に向けた対応は指針の一部改定などにとどまっており、十分な実効性が確保されない懸念があります。

提言

純粋持株会社やグループ会社の使用者性を関連法において明文化するとともに、企業組織再編時における労働契約の原則継承、労働組合との事前協議などを内容とする法整備をすすめる必要があると考えます。



2020年1月22日 通販労組懇談会の様子

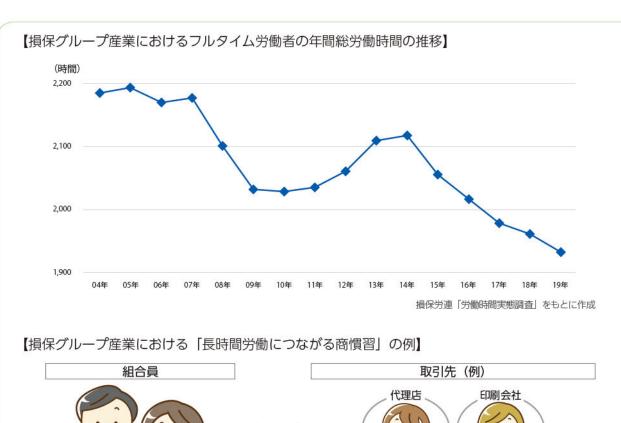


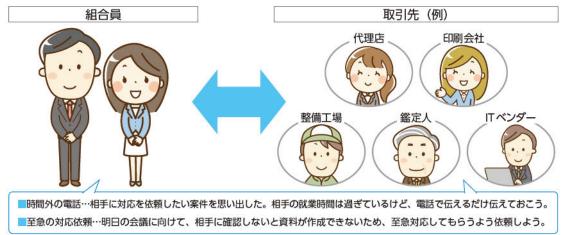
2020年1月27日 連合「働き方改革関連法職場定着セミナー」の様子

長時間労働につながる商慣習の見直し

情勢認識

- ●政府が、少子高齢化の進展にともなう労働力人口の減少などを背景として、働き方改革の柱のひとつに長時間労働の是正を掲げるなか、損保グループ産業においては、これまで長時間労働の是正に向けた取り組みをすすめてきた結果、年間総労働時間は改善傾向にあるものの、いまだ働き方改革実行計画において問題視された2,000時間に近い水準にあります。
- ●この要因のひとつとして、損保グループ産業には、時間外の電話、至急の対応依頼など取引先と組合員・社員双方の長時間労働につながる商慣習が根強く残っていることがあげられます。こうした背景には、取引先との間に「相手の働き方に配慮する」との認識が乏しいことがあると考えられ、かかる商慣習はあらゆる取引先との間に介在する問題であるため、損保労連では、長時間労働につながる商慣習の見直しに向けた第一歩として、「相手の働き方に配慮する」との考えを社会全体に遍く浸透させていくことに重点をおき、取り組みをすすめています。





●商慣習の見直しについては、政労使それぞれが、長時間労働の是正に向けた取り組みの深化を図るべく各種取り組みを行っています。

<政府>

- ○政府は、2019年4月、労働時間等設定改善法および労働時間等設定改善指針において、長時間 労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更などを行わないよう配慮することを、事業主 の努力義務として定めました。
- ○また、厚生労働省や中小企業庁などは、個々の使用者の努力のみで長時間労働につながる取引慣行を見直すことには限界があることから、社会全体で取り組む必要があるとの見解を示すとともに、努力義務規定などの周知を通じ、長時間労働につながる取引慣行を見直すよう呼びかけています。

<労働者>

○連合は、一般労働者の年間総労働時間が、依然として2,000時間程度に高止まりしている状況が 続いており、実効性のある対策の強化が求められるとの課題認識のもと、長時間労働につながる 商慣行の見直しや取引の適正化を「政策・制度 要求と提言」に掲げているほか、2019年10月に 開催された連合第16回定期大会では、2020 ~ 2021年度運動方針の重点分野に、すべての働く 者のディーセント・ワーク実現に向けた労働政策のひとつとして、「商慣習の見直しの徹底」が盛り込まれました。

<使用者>

- ○2017年9月、経団連・日本商工会議所・経済同友会・全国中小企業団体中央会の経済4団体を 含む100以上の経済団体は、商慣行の見直しに向けた経済界の強い意志を示すとともに、各団体 の加盟企業における長時間労働を前提とした企業風土や職場慣行の見直しといった取り組みの推 進を目的として「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」を取りまとめました。
- ○また、経団連は、2020年1月に公表した「2020年版 経営労働政策特別委員会報告」においても、 働き方改革を今後さらに深化させていくために、一企業では解決することが困難な商慣行につい ての見直しが不可欠であるとの考えを示しました。



2019年10月10~11日 連合第16回定期大会の様子



2017年9月 長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言 (出所:一般社団法人 日本経済団体連合会HP)

- ●損保労連においても、長時間労働の是正に向けて、商慣習の見直しに関する各種取り組みをすすめ てきました。
 - ○2017年7月、産業別労使懇談会において、「長時間労働からの脱却」をテーマに意見交換を実施し、 労組からは、取引先との間において双方のワーク/ライフ・バランスを阻害しかねない商慣習の 見直しについて対策を講じていく必要があるとの考えを伝え、経営からは、適切な競争環境を維 持しつつ、各社の実情に応じ個別労使で推進していく必要があるとの考えが示されました。
 - ○また、2018年7月には、同じく産業別労使懇談会において、「長時間労働につながる商慣習の見 直し」をテーマに意見交換を実施し、労組からは、取引先との間に介在する問題である商慣習の 見直しに向けて、「相手の働き方に配慮する」との考えを浸透させるなど労使協調で取り組みをす すめていきたいとの考えを伝え、経営からは、魅力的な産業・業界であるためには長時間労働の 撲滅が必要不可欠であり、商慣習の見直しについて今後も労使協調ですすめていきたいとの考え が示されました。
 - ○2018年7月、損保グループ産業のパートナーである保険代理店の団体・日本損害保険代理業協 会(日本代協)と損保労連は、長時間労働につながる商慣習の見直しを両者ですすめるべく、互 いに実践していく取り組みなどを記した共同宣言を締結しました。また、共同宣言締結後も、意 見交換会などを通じて、共同宣言の根底にある「相手の働き方に配慮する」との考えを互いの組 織で浸透させていくことや、課題解消に向けてともに取り組んでいく意識を共感しあうことの重 要性などについて確認しました。
 - ○2019年2月には、自動車産業と損保グループ産業における長時間労働の是正、ひいては両産業 で働く者一人ひとりがより一層活躍できる社会の実現に向けて、「長時間労働につながる商慣習の 見直し」をテーマに、全日本自動車産業労働組合総連合会(自動車総連)とのトップ対談を行い ました。対談では、かかる商慣習の見直しに向けて、両組織で「相手の働き方に配慮する」との 考えを浸透させていくことや、働く者同十が産業・企業の枠を超えて配慮しあう世の中をともに つくり上げていくことの必要性などについて認識を共有しました。



2018年7月 日本代協との共同宣言締結時の様子



2019年2月 自動車総連とのトップ対談時の様子

- ○そのほか産別内では、ユニオン・ミーティングにおいて「長時間労働につながる商慣習の見直し」 に対する組合員への理解浸透を図るなど、本取り組みの推進に努めました。くわえて、損保労連 加盟労組においても、職場会や広報などの取り組みを行ってきたことにより、産別内では、相手 の働き方に配慮することの重要性を理解し、自らや取引先の行動変革の喚起に踏み出している組 合員も一部に見受けられるなど着実に取り組みがすすんでいます。
- ○一方で、商慣習は、過去から当たり前のようにやっている個別対応が習慣化したものであることから、一朝一夕で見直しを図ることは難しく、産別内における組合員の商慣習の見直しに向けた、相手の働き方に配慮することの重要性に対する理解や、行動変革は道半ばにあります。また、職場でのアプローチのみで、取引先への理解浸透を図ることや、取引先の行動変革を喚起することの難しさを訴える声が多数寄せられており、産別内の取り組みのみで商慣習を見直すことには限界があることを確認しています。

問題意識

- ●政労使の取り組みにより、過去から当たり前のように行っている時間外の電話や至急の対応依頼といった商慣習が、長時間労働につながっていることや社会全体に広く存在していることなどについて、一定周知が図られてきたものの、社会全体に浸透しているとは言い難い状況にとどまっていると認識しています。
- ●また、社会全体にこのような商慣習が根強く存在している背景には、「相手の働き方に配慮する」 との認識が乏しいことがあると考えられますが、商慣習を見直すにあたって重要となる「相手の働き方に配慮する」との考えについても、社会全体に浸透しているとは言い難い状況にとどまっていると考えています。

- ●政府や使用者団体、企業、労働組合などは、時間外の電話や至急の対応依頼といった商慣習が、長時間労働につながっていることや社会全体に存在していることについて、引き続き周知に努めていく必要があると考えます。
- ●また、商慣習を見直す第一歩として、「相手の働き方に配慮する」との考えを社会全体に 遍く浸透させるべく、対策を講じていく必要があると考えます。



2020年6月10日中執セミナー「利用者を中心とした新時代の金融サービス」の様子(金融庁)



2020年2月14日 金融商業労組懇談会の様子

3 第 章

持続可能な 社会保障制度の実現

- 1 今後の医療保険制度のあり方
- 2 将来にわたって安定した介護保険制度の確立
- 3 子ども・子育て支援体制の量的拡充と質の向上、教育無償化
- 4 持続可能な公的年金制度の構築
- 5 確定拠出年金制度の拡充
- 6 多様な人材の活躍に向けた社会保険などの見直しへの対応

1. 今後の医療保険制度のあり方

情勢認識

- ●政府は、すべての国民が健康で安心した暮らしを続けられるよう、医療保険制度および医療提供体制の改革をすすめていますが、健康保険などの被用者保険の財政は、少子高齢化の急速な進展、医療の高度化による医療費の増加などを背景に深刻な状況にあります。
- このようななか、多くの健康保険組合では、健診やレセプトなどの健康医療情報をもとに「データ ヘルス計画」を策定し、加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業の遂行に努める ほか、健康増進の推進やジェネリック医薬品の使用促進など保険者機能を発揮し、財政健全化に向けた努力を続けていますが、高齢者医療制度に関わる前期高齢者納付金・後期高齢者支援金などの 増加により、保険料率の引き上げを余儀なくされています。
- ●また、2015年5月に「医療保険制度改革法」が成立し、被用者保険の後期高齢者支援金の全面総報酬割(図1参照)が導入されたことから、私たちが加入する多くの健康保険組合では、後期高齢者支援金の一層の負担を求められることとなりました。
- ●他方、70歳までの就業機会確保や、年金の受給開始時期の選択肢の拡大による高齢期の経済基盤の 充実が図られていることなどもあいまって、75歳以上の後期高齢者医療の負担のあり方について見 直しの検討がすすめられています。

問題意識

- ●医療費の増加が避けられないなか、医療費の適正化をすすめる保険者の役割がますます重要になる 一方で、被用者保険では高齢者医療制度に関わる負担の増加の影響などにともない、料率の引き上 げなどの対策を講じています。それでもなお、加入者の疾病予防・健康増進などにあてる財源が減 少し、保険者機能の発揮が困難な状況となっています。
- ●75歳以上の後期高齢者の医療給付金増大を補うための拠出金が保険者の財政を圧迫し、それを補うために現役世代の保険料負担が増大しています。

- ●持続可能な医療保険制度の確立に向けて、今後も国民健康保険と被用者保険が共存し、それぞれの加入者特性に応じて保険者機能を発揮することができるよう、公費拡充により財政の健全性を維持することも視野に入れて、高齢者医療制度を含む制度全体のあり方を論議する必要があると考えます。
- ●75歳以上の後期高齢者齢者の窓□負担については、低所得者に配慮しつつ、世代間や所得間負担の公平性にも十分に配意しながら、将来に負担が先送りされることがないよう、応分の負担(一定所得以上の方は、原則2割負担)を求め、給付と負担の不均衡を早急に是正していくべきであると考えます。
- 「健康経営の推進」や健保組合と事業主が連携した「コラボヘルスの実施」など、健康保 険組合の財政安定化に向けた対策を講じる必要があると考えます。

2. 将来にわたって安定した介護保険制度の確立

情勢認識

- ●高齢化の急速な進展にともない要介護認定者数が増加するなか、介護保険制度の給付金は増大傾向にあり、その持続可能性を確保することが重要な課題となっています。
- ●各健康保険組合においては、疾病予防や健康増進の取り組みなどの保険者機能を発揮し、介護給付の増加防止を図っています。
- ●このようななか、2014年6月に「医療介護総合確保推進法」が成立し、介護保険制度における費用負担の公平化を目的に、一定以上の所得がある利用者の自己負担を引き上げるなどの改正が行われました。また、2017年5月には、利用者負担のさらなる引き上げや介護納付金の段階的な総報酬割(図1参照)への移行などを盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立したことから、私たちが加入する多くの健康保険組合では、介護納付金の一層の負担を求められることとなりました。

問題意識

●介護納付金の段階的な総報酬割への移行により、損保グループ産業における健保組合財政にも影響を与え、多くの組合員・経営の双方にとって負担増となっています。

提言

- ●介護保険制度の財政基盤の安定化に向けて、健康保険組合による保険者機能の発揮が介護 給付費の増加防止につながっていることをふまえ、被用者保険の保険者間における負担調 整のみならず、公費の拡充を含めて論議を尽くす必要があると考えます。
- 第2号被保険者にかかる介護納付金の総報酬割化による影響を随時検証し、影響の大きい 保険者に対して、十分な財政的支援策を講じる必要があると考えます。

図1 加入者割と総報酬割の違い

後期高齢者支援金や介護納付金は、これまで加入者数に応じて算出する「加入者割」により算出されていましたが、負担能力に応じた費用負担の観点から、加入者の賃金に応じて負担金を算出する「総報酬割」が導入されました。

「総報酬割」は、賃金に応じて支援額や納付額を算出するため、 総報酬額が一般的に高いとされる被用者保険の負担が重くな ります。

- A保険者とB保険者とで、1億円を負担する場合を想定。
- 《全面加入者割の場合》:加入者数に応じて負担するため、 財政力の強弱が考慮されない。
- •《全面総報酬割の場合》:総報酬額に応じて負担するため、 【モデル例】 財政力に応じた負担となる。

	A保険者	B保険者
加入者数	1,00	00人
加入者1人当たり報酬額	150万円	600万円
総報酬額	15億円	60億円

【全面加入者割の場合】A保険者とB保険者は1:1(1,000人:1,000人)の割合で負担。 【全面総報酬割の場合】A保険者とB保険者は1:4(15億円:60億円)の割合で負担。

	全面加入者割		全面総報酬割	
	A保険者	B保険者	A保険者	B保険者
負担総額	5,000万円 ←	5,000万円	2,000万円 ←	<mark>4</mark> → 8,000万円
加入者1人当たり負担額 (負担総額÷加入者数)	50,000円 ←	→ 50,000円	20,000円 ←	4 → 80,000円
所要保険料率 (負担総額÷総報酬額)	3.33%	→ 0.83%	1.33% ←	⊕→ 1.33%
	財政力の弱い組合の負担が大きくなる。		財政力に応じた負担となる。	

厚生労働省「後期高齢者支援金の総報酬割について」を参考に損保労連作成

3. 子ども・子育て支援体制の量的拡充と質の向上、教育無償化

情勢認識

- ●次代の社会を担う子どもの成長と子育てを社会全体で支えるため、2015年4月から子ども・子育て支援新制度が本格実施されています。具体的には、保育の量的拡大・確保を目的とした認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付制度および小規模保育や事業所内保育所などへの給付制度、企業主導型保育事業への助成制度、教育・保育の質的改善を目的とした放課後児童クラブ事業への交付金制度などが実施されています。
- ●未就学児の待機児童については、2013年4月に発表した「待機児童解消加速プラン」やその後継となる2017年6月に発表した「子育て安心プラン」にもとづき保育の受け皿の確保がすすめられてきましたが、未就学児の待機児童数は2019年4月時点で16,672人と高止まりしています。
- ●また、就学児童についても、2014年7月に発表した「放課後子ども総合プラン」にもとづき放課後児童クラブ数は年々増加しているものの、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加などを背景に、放課後児童クラブを利用できていない児童数は2019年5月時点で18,261人と前年対比で増加しています。
- ●こうしたなか、2018年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」を受け、 2021年3月末までに約32万人分の保育所などを整備することを目的とした「子育て安心プラン」 と、2024年3月末までに約30万人分の放課後児童クラブを整備することを目的として2018年9 月に新たに策定された「新・放課後子ども総合プラン」にしたがい、各種対応が実施されています。
- ●また、同基本方針において「幼児教育無償化」を一気に加速すること、真に支援が必要な所得が低い家庭の子どもたちに限って大学などの「高等教育無償化」を実現することが示されたことを受け、2019年10月からすべての3~5歳児と住民税非課税世帯の0~2歳児を対象とした幼児教育・保育の無償化が、2020年4月から住民税非課税世帯ならびにそれに準ずる世帯を対象にした大学などの高等教育無償化・教育費支援が、それぞれ実施されました。

1 待機児童解消に向けた対応

問題意識

- ●子ども・子育て支援新制度が本格実施されていますが、いまだ都市部を中心に未就学児の待機児童の解消には至っておらず、組合員が仕事と子育てを両立できるための十分な受け皿が整備されているとは言えません。くわえて、政府が量の拡充を図る方法として保育施設に関する定員や面積基準、保育従事者の配置基準など質を確保するために設けられている規制を緩めたことや、すべての認可外保育施設への立入調査を実施している都道府県が約3割にとどまっていることなどをふまえれば、保育の質の確保に向けた対策が十分にとられているとは言えません。
- ●就学児童の保育環境についても、放課後児童クラブが未設置の小学校区が全国に3,000校区近くあることや、放課後児童支援員の不足などの理由から平日18時半以降も開所している放課後児童クラブ数は56.8%にとどまっていることなどをふまえれば、仕事と子育てを両立する組合員の多様化な働き方を支えるための環境整備も十分とは言えません。

提言

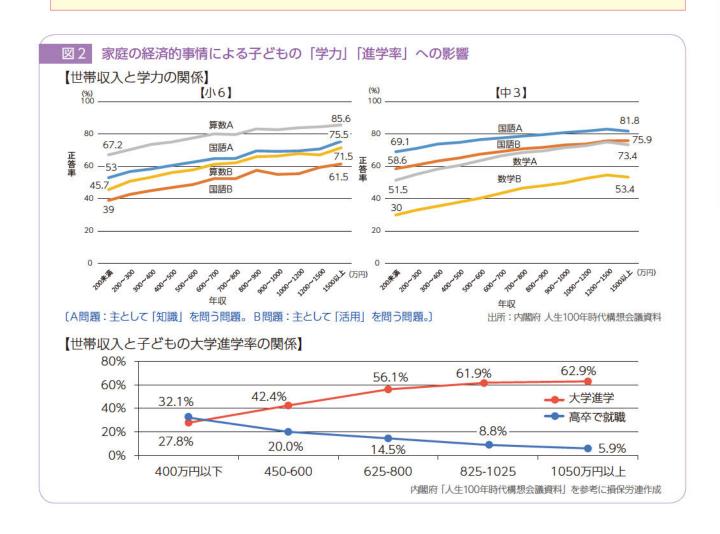
- ●政府は、子ども・子育て支援新制度にもとづき財源を確実に確保したうえで、質が担保された量的な拡充、現行の保育施設の質的な改善に取り組む必要があると考えます。
- ●また、希望するすべての就学児童が利用できるよう、放課後児童クラブをすべての小学校区に早急に設置するとともに、預かり時間の延長や夜間・休日利用の拡充など、仕事と子育てを両立する組合員の多様な働き方を支える環境を整備する必要があると考えます。

2 教育無償化への対応

問題意識

- ●子どもが豊かに育つことができる環境整備や、子育て世代が子育てに希望を持てる環境づくりなど、 子ども・子育てに関する切れ目のない十分な支援が提供できていない状況です。
- ●高齢化の進展にともなって社会保障給付費が増加することにくわえ、人口減少などを背景に税収の大幅な 増加は見込めないといった状況のなか、真に必要な世帯に対して支援が行き届いているといはいえません。

- 政府は、子どもへの支援を未来への投資と位置づけ、保護者の就労状況や経済状況にかかわらず、すべての子どもが必要な教育を受けることができる環境を整備すべきと考えます。
- ●また、教育無償化をすすめるにあたっては、家庭の経済的事情が子どもの学力や進学率に 影響を及ぼしている状況(図2参照)をふまえ、教育関連費用の負担が困難な世帯への支援を優先すべきと考えます。



4. 持続可能な公的年金制度の構築

情勢認識

- ●賦課方式である公的年金制度の支え手となる現役世代の人口減少による税収の伸び悩みや支給対象となる高齢者の増加などを背景に、年金財政が悪化しています。2019年8月に公表された「財政検証結果」では、2019年の所得代替率(※)は61.7%でしたが、2040年半ばには50%に到達することが示されました。くわえて、公表された財政検証には、新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用や生活への長期的な影響が反映していないため、年金財政のさらなる悪化が懸念されています。※年金を受け取り始める時点における年金額が、現役世代の手取り収入額と比較してどのくらいの割合かを示すもの。
- ●今後長期にわたり給付水準が大幅な低下が見込まれる基礎年金において、財源を含め具体的な検討を早期に開始することが求められています。こうしたなか、2020年5月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(以下、年金制度改革関連法)の附帯決議において、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金の算定基礎となる年数の上限を40年から45年とすることや、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策等も含めて、すみやかに検討をすすめていくことが盛り込まれました。
- ●また、年金給付額が保険料と国庫負担の合計額を超えた場合に財源となる年金積立金の運用方法(基本ポートフォリオ)に関して、運用機関である年金積立金管理運用独立行政法人(以下、GPIF)は株式などリスク性の高い資産の割合を増やす変更を2014年10月に実施しました。直近では第4期中期計画(2020年4月~2025年3月)において、外国資産の比率を40%から50%に引き上げの見直しを行いました。
- GPIFのガバナンス強化の観点から、2016年12月の法改正にもとづき、基本ポートフォリオ等の重要な方針を決定する合議制の経営委員会が創設されましたが、保険料拠出者である労使代表の同委員会への参画は10名中各1名であり、労使の意思の確実な反映という点からは不十分な委員構成との指摘もあります。

1 公的年金制度の財政への対応

問題意識

●公的年金制度の支え手である現役世代のなかには、不安定雇用や低賃金により保険料に負担感を抱 く人も出ています。くわえて、税収の飛躍的な伸びが期待できないなか、財源確保が極めて困難な 状況にあり、公的年金制度の持続可能性が不安視されています。

提言

- ●すべての人が安心して老後を迎えることができるためには、老後の生活資金が保障されるよう、持続可能な公的年金制度の全体像を示す必要があると考えます。また、応能負担のあり方や、国民年金の加入期間の延長について、納得感のある十分な論議を経て判断する必要があると考えます。くわえて、この延長にともなう基礎年金の国庫負担の財源確保には、消費税の税率の引き上げなどを含めた検討を行うべきであるものと考えます。
- ●年金額の見直しについては、生活費の基礎部分をまかなう給付水準を保持するため、基礎 年金部分を確実に維持するとともに、低年金者対策を講じることが必要と考えます。

2 年金積立金 (GPIF) への対応

問題意識

●年金積立金は、これまで労使が支払った保険料を積み立てたものですが、運用方法を決定する際に、 保険料拠出者である事業主・労働者の意見が確実に反映される体制とはなっていません。

- ●年金積立金の運用方法の決定プロセスに、その拠出者である労使代表の意見が確実に反映できるガバナンス体制の構築が必要であると考えます。
- 運用においては、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用の堅持が必要と考えます。

5. 確定拠出年金制度の拡充

情勢認識

- ●支える現役世代と支えられる退職世代のバランスが崩れ、将来の公的年金の給付水準が低下することが想定されるなか、老後に必要な生活資金を確保する観点から、企業年金などの私的年金への期待が高まっています。
- ●こうしたなか、2014年10月には確定拠出年金(以降「DC」)のうち企業型DCの拠出限度額の引き上げが行われました。また、2016年5月には、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が成立し、個人型DCの加入対象者への第3号被保険者などの追加や、DC制度と確定給付企業年金(以降「DB」)制度等の間での年金資産のポータビリティの拡充、「簡易型DC制度」・「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の創設など国民の老後所得の充実を図るための法改正が実施されました。
- ●また、2020年5月に年金制度改革関連法案が成立し、DCの加入可能年齢の見直しや、DC、DBの 受給開始時期等の選択肢の拡充が実施されることになりました。

問題意識

●企業の負担が大きいなどの理由から、給付額が確定しているDB制度を導入せず、加入者自身の運用結果や受け取り時点の景気などにより給付額が大きく変動する可能性があるDC制度を採用する企業が増え、DC制度への加入者が年々増加しています。こうしたなか、DC制度は公的年金を補完し、老後の資産形成を支援・促進する制度であるものの、現行制度の拠出限度額や支給要件、生活困窮時の保護などでは、加入者ニーズに十分に合致しているものとはいえないため、加入者のニーズにより合致したものが求められています。

提言

私たちの資産形成の機会をさらに広げるため、「拠出限度額の上限をさらに引き上げる」「通算加入期間10年未満の場合の受給可能年齢の後ろ倒しを撤廃する」「一定の罰則を前提として経済的困窮時などにおける中途引き出しを認める」などの制度の見直しが必要と考えます。

6. 多様な人材の活躍に向けた社会保険などの見直しへの対応

情勢認識

- ●労働力人□の減少が見込まれるなか、政府は持続的な経済成長の実現に向けて、女性をはじめとした多様な人材の活躍推進をさらに促す政策をすすめています。
- ●こうしたなか、年金機能強化法にもとづき、2016年10月より、短時間労働者に対する社会保険(厚生年金・健康保険)の適用範囲の拡大が実施されました(※)。くわえて、2016年12月には、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、2017年10月より、従業員500人以下の企業においても、労使合意により社会保険に加入できるようになりました。

(※) 短時間労働者の加入要件

- ①週労働時間20時間以上、②月額賃金8.8万円以上、③勤務期間1年以上、④学生は除外、
- ⑤従来の基準で適用対象となる従業員501人以上の企業に属する

- ●2020年5月、年金制度改革関連法の成立にともない、企業規模要件を段階的に引き下げ、2024年 10月以降は従業員51人以上の企業まで適用されることになります。また、本法においては、企業 規模要件の撤廃や適用業種の見直しなどの検討促進を求める附帯決議が盛り込まれており、今後も さらなる適用拡大が見込まれます。
- ●また、2017年3月に「平成29年度税制改正法」が成立し、個人所得税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが実施されました。今後、働きたい人が就業調整を意識しなくて済むしくみを構築する観点から、控除の縮小・廃止など、さらなる見直しが検討される見込みです。

1 短時間労働者への社会保険の適用拡大に向けた対応

問題意識

● 労働時間が短いというだけで社会保険の適用に差がある制度は、働き方に中立的な制度とはいえず、いまだ適用対象外となっている労働者からすれば不合理であり、社会的公正を欠くものと言わざるをえません。

提言

- ●すべての雇用労働者に対して社会保険を適用し、将来の不安を払拭するとともに、老後における生活格差を発生させないための制度改正が必要と考えます。
- ●また、社会保険のさらなる適用拡大に向けて、企業負担の増加により雇用調整や賃金の引き下げが行われることのないよう、論議をすすめていくことが必要と考えます。

2 配偶者控除の見直しへの対応

問題意識

- ●配偶者控除のさらなる見直しが実施されれば、専業主婦世帯や共働き世帯の一部における税負担が さらに増加することになり、損保グループ産業で働く組合員およびその家族の生活にも大きな影響 を与える可能性があります。
- ●配偶者控除以外にも、女性の就労意欲を阻害する要因として、「社会保険の適用有無(106万円の壁)」や「企業における配偶者手当の支給要件」などが考えられます。

提言

配偶者控除のさらなる見直しを検討するにあたっては、「短時間労働者への社会保険の適用」や「企業における配偶者手当のあり方」も十分に検証し、「性やライフスタイルに中立な制度」となるよう、議論を尽くす必要があると考えます。



2020年2月14日 金商懇セミナー 「人生100年時代を見据えて、日本の社会保障を展望する」の様子 (慶應義塾大学経済学部 教授 駒村 康平 氏)



2019年10月10日 単組役員マスターコース「企業年金・責任投資」の様子 (㈱日本総合研究所 理事 足達 英一郎 氏)

第4章

税制の見直し (令和3年度税制改正要望)

1. 損保グループ産業の健全な発展に関わる税制

- 1 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
- 2 消費税制上の課題解決
- 3 国際課税ルールの改定における対応
- 4 地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置
- 5 完全支配関係にある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止
- 6 受取配当等の二重課税の排除
- 7 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持
- 8 印紙税の撤廃や課税対象の見直し

2. 働く者のより豊かな生活の実現に関わる税制

- 1 地震保険料控除制度の見直し
- 2 生命保険料控除制度の見直し
- 3 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
- 4 財形非課税限度額の引き上げ等
- 5 給与所得者に対する選択納税制度の導入

1

損保グループ産業の健全な発展 に関わる税制

情勢認識

●近年、国内外では地震や台風などの自然災害が相次いで発生しており、損害保険会社は多額の保険金を支払ったことで異常危険準備金を大幅に取り崩しています。今後も大規模な自然災害の発生など、いざというときの確実な保険金支払という損害保険の基本的な機能を確実に果たしていくために、各社ともに異常危険準備金の残高の回復をはじめとする財務基盤の強化が必要となっています。

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 重点要望項目

問題意識

- ●近年は、国内外において、地震・台風・洪水・雪災などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしています。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても確実に保険金支払を行う社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金支払原資を確保するよう努めています。
- ●しかしながら、大規模自然災害が相次いで発生し、東日本大震災直後の2011年度を除き最大の支払保険金額となった2018年に引き続き、2019年も令和元年台風第15号、令和元年台風第19号などにより全国各地で甚大な被害が発生し、2018年に次いで2011年度を除く過去2番目の支払保険金額となりました。こうした台風や豪雨など国内外における自然災害の頻発化・激甚化による多額の保険金支払にともない、各社とも異常危険準備金の残高を大幅に取り崩しており、異常危険準備金の残高が低い水準のままとなっています。
- ●そのため、損害保険会社が近年頻発している巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐え得る十分 な異常危険準備金の残高を確保・維持し、その社会的役割を十分に果たすためには、大幅に減少した 残高を早期に増加させることが必要不可欠と考えます。異常危険準備金の積立率については、平成 31年度税制改正により、本則積立率2%とは別に上乗せされている経過措置が3%から4%に引き 上げられましたが、経過措置を含んだ現行の6%でも十分とは言えない状況となっています。
- ●また、残高の上限となる洗替保証率については、平成3年台風第19号、平成16年度の複数の台風、平成23年度以降の複数の災害への保険金支払を考慮すれば、現行の30%では十分とは言えない状況にあります。
- ●これら異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、巨大自然災害に対する保険金支払に万全を 期すことであり、国民生活と日本経済の安定に寄与するものと考えます。

提言

- ●火災保険等に係る異常危険準備金制度について、積立率を現行の6%より引き上げることを要望します。
- ●また、洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げることを要望します。

2. 消費税制上の課題解決

問題意識

- ●わが国において損害保険料は、消費税導入以来「課税することになじまないもの」と位置づけられ 非課税とされてきました。このため、一般事業会社であれば認められる、仕入に係る消費税負担の 控除(仕入税額控除)が、損害保険会社の場合にはほとんど認められていません。
- ●さらに令和元年10月に実施された消費税率の引き上げにより、損害保険会社における代理店手数料や物件費および支払保険金、損保系生命保険会社における代理店手数料等に係る負担の増加が見込まれます。負担の一部は、国民や一般事業者に転嫁せざるを得ない状況にありますが、これには、保険料に「見えない消費税」が含まれることのわかりづらさや、流通過程を経るたびに発生する「税の累積」などの課題があります。一方転嫁されない負担は、損保グループ産業で働く者の雇用・労働条件に負の影響を与える恐れがあります。
- ●また、このたびの消費税率の引き上げにより、損保グループ産業における事務・システム開発等の グループ会社への委託費に係る負担の増加のみならず、ほかの業界においても子会社への委託費等 に係る負担の増加も見込まれます。これにともない、委託業務を内製化する動きが出ることも想定 されますが、そもそも税制のあり方により企業活動が左右されることは、「税の中立性」の観点か ら問題なしとは言えません。

提言

- ●消費税率の引き上げにともない拡大する、損害保険業に係る消費税制上の課題について、 抜本的な解決に向けた対策の検討を求めます。
- ●また、グループ納税制度の導入など、消費税率の引き上げによる影響を緩和するための措置を要望します。

3. 国際課税ルールの改定における対応

問題意識

- ●平成31年度税制改正では、支払利子が損金に算入されることを利用した租税回避をすべく、過大支 払利子税制に関し大幅な見直しが行われ、対象支払利子等の範囲が広げられた一方で、支払利子等 であっても対象から除外される「対象外支払利子等」が定められました。
- 損害保険会社が予定利率を基礎として計算する保険負債利子は、契約者配当金や満期返戻金等に充当され、最終的にそのほとんどが契約者の課税対象所得に含まれるため、対象外支払利子等に該当することとなりました。
- しかし、わずかながら契約者の課税対象所得に含まれない契約や契約ごとに割り当てができない保 険負債利子もあり、保険負債利子が租税回避に利用されないことは明らかであるなか、現行の規定 に則した対象外支払利子等の金額算出が困難であることなどに鑑み、事務負担の増大を強いる制度 設計とならないよう所要の手当てが行われる必要があると考えます。
- ●また、今後、国際課税ルールの見直しが行われる場合には、諸外国の制度・運用実態等もふまえつつ、 このように正当な経済活動を行う日本の損害保険会社の国際競争力が阻害されることが生じないよ う十分に留意する必要があると考えます。

提言

国際課税ルールの改定では、損害保険事業の特性など事業の実態をふまえた手当てを行うことを要望します。

4. 地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置

問題意識

- ●地震大国であるわが国の地震保険は、被災された方々の生活の安定に寄与することを目的に政府と 損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であり、保険金支払に万全を期すため、法令により収支残高および運用益のすべてを異常危険準備金として積み立てることが義務づけられています。
- しかしながら、無税積立が認められているのは収支残高部分のみであり、運用益部分の積立については段階的な課税を受けています。
- ●損害保険各社・業界が制度の普及活動に取り組んできた結果、保険金支払責任限度額が増加していることにくわえ、今後も普及活動を強化することで、さらなる増加が見込まれています。また、東日本大震災および熊本地震により異常危険準備金残高が減少していることや、将来、首都直下型地震等の巨大地震が発生し得ることなども考慮すれば、異常危険準備金の残高をさらに充実させる必要があるものと考えます。

提言

地震保険に係る異常危険準備金の運用益部分の積立を全額非課税とすることを要望します。

5. 完全支配関係にある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

問題意識

- ●完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には源泉徴収義務が課されていません。
- ●一方で、金銭で配当を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、いったん、配当金の約20%を源泉徴収のうえ、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものですが、いったん、当該源泉税相当分の資金負担を強いられるため、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えています。また、損保グループ産業で働く者に対して、当該手続きに関する事務負担を強いています。

提言

完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止することを要望します。

6. 受取配当等の二重課税の排除

問題意識

- 株式等の配当は、課税後の利益から生じるものであり、さらにその配当を受け取った法人において も課税がなされるとした場合には「二重課税」となることから、これを排除するために、法人の「受 取配当等の益金不算入制度」のしくみが設けられています。
- ●しかしながら、本制度は平成27年度税制改正において法人実効税率引き下げの代替財源として、持株比率5%以下の株式について、益金不算入割合が50%から20%(保険業に関しては40%)に引き下げられています。
- ●これは、「二重課税」の問題を拡大するものであり、税理論において不整合であると考えます。

提言

受取配当等の益金不算入制度について、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人 株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を100%に引き上げることを要 望します。

7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

問題意識

- ●現在、一般事業会社に導入されている外形標準課税は、平成28年度税制改正により、8分の5まで拡大したものの、所得割も8分の3部分残されています。一方で、損害保険業に係る法人事業税には、すでに収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方自治体における税収の安定確保に一定貢献しているものと認識しています。
- しかしながら、電気供給業、ガス供給業および保険業の課税の枠組みについては、令和2年度税制 改正大綱において、引き続き見直しを検討するとされていることから、将来、損害保険業の課税標 準に所得課税が組み込まれることも想定されます。
- 損害保険業は、保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化する特性があることから、所得課税を組み入れて税額が大きく変動するしくみとするよりも、現行課税方式を維持するほうが、 税収の安定化をめざした外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。

提言

損害保険業の法人事業税について、現行課税方式の維持を要望します。

8. 印紙税の撤廃や課税対象の見直し

問題意識

- ●近年、技術進展による経済的利益の推定や取り引き事実の明確化が可能となるなど、インターネットによる契約手続きをはじめとした商取引のペーパーレス化が普及していることにくわえ、行政においてもFinTechの活用に向けたペーパーレス化を促進する環境づくりをすすめているなか、文書による取り引きのみに印紙税を課すことは、公平・中立・簡素という税の原則に照らして不整合であると考えます。
- なお、課税文書である保険証券についても、お客さま利便の向上や紙資源の使用量削減のため、各 社ではWebでの閲覧を推進しており、証券の発行を省略されるお客さまも増えています。

提言

印紙税の撤廃や課税対象などの見直しを要望します。

2

働く者のより豊かな生活の実現 に関わる税制

情勢認識

- ●政府では、経済社会の構造が大きく変化するなか、税体系全般にわたる見直しがすすめられています。特に、若年層・低所得者層の生活基盤の確保を後押しするため個人所得税の所得控除方式への見直しにより所得再分配機能を回復することや、老後の生活に備えるため企業年金・個人年金などに関連する諸制度や財産形成年金貯蓄などの金融所得に対する非課税制度の見直しにより自助の備えを促進することなど、政府税制調査会が取りまとめた論点整理に沿って、税制の見直しを早期に行うことが示されています。
- ●近年、東日本大震災や熊本地震などの大規模地震が続けて発生していることにくわえ、今後も南海トラフ巨大地震・首都直下型地震などの発生が予想されています。このように世界でも有数の地震発生大国である日本において、地震災害に対する自助の備えは必要不可欠となっています。

1. 地震保険料控除制度の見直し

問題意識

- ●地震保険制度は、ノーロス・ノープロフィットの原則、政府の再保険のしくみなどを用いた地震保険法にもとづく公共性の高い制度であり、東日本大震災や熊本地震などの被災者の生活再建や地域の復旧・復興に大きく貢献してきました。
- ●日本では、全国どこでも、いつ何時でも、地震による被害を受ける可能性があることをふまえ、損保グループ産業は、国民生活の安定の実現に向けて地震保険制度の普及活動をすすめています。地震保険料控除制度の創設も後押しとなって、地震保険の加入率は徐々に高まり、現在の世帯加入率は32.2%(2018年末時点)となりました。
- ●地震保険は、「被災者の生活の安定に寄与することを目的」として創設された制度であり、その目的に鑑みると、補償を必要とする国民の全員が加入すべき保険であると考えます。そのため、地震保険のさらなる普及に向けては、引き続き地震保険への加入促進策として、地震保険料控除制度を通じた保険料負担の軽減を図る必要があると考えています。
- ●また、現状においては、全給与所得者の約33%を占める低所得者(給与額300万円以下)世帯の多くが地震保険に加入していない実態がうかがえることや、募集活動を担う代理店からは、保険の対象となる建物や家財を所有しているにもかかわらず保険料負担が大きいために地震保険に加入できない低所得者に対する加入促進策の検討を求める声が寄せられていることから、現状の地震保険料 控除制度をベースとしつつ、低所得者世帯の保険料負担の一層の軽減を図る必要があると考えます。
- ●くわえて、保険料の算出に用いている政府機関の「確率論的地震動予測地図」が東日本大震災をふまえ見直されたことなどを受け、計3回にわたって地震保険料が引き上げられました。そのなかでも地震被害への補償を必要とするすべての人の生活の安定が地震保険によって実現できるよう、保険料の引き上げにともなう保険料負担についての軽減を図ることが必要と考えます。

提言

「所得控除方式と税額控除方式の選択制の導入」「保険料の改定にあわせた控除額の拡充」など地震保険のさらなる普及につながる保険料控除制度の充実策の検討を要望します。

2. 生命保険料控除制度の見直し

問題意識

- 少子高齢化の進展・人口減少社会の到来により社会保障制度の財政状況が厳しさを増すなか、制度の持続可能性を高めるべく、これまでに、年金支給開始年齢の引き上げや介護保険における自己負担割合の拡大など、公助を縮減する方向の改革がすすめられてきています。
- ●今後、さらなる少子高齢化の進展・人口減少が見込まれるなかにおいて、すべての人が安心して暮らせる社会を構築していくためには、公助である社会保障制度のみならず、自助による医療・介護・ 老後などへの備えを促進していくことが不可欠であり、そのための環境整備をすすめていく必要があるものと考えます。

提言

社会保障制度の見直しに応じた生命保険料控除制度の拡充など、自助の促進につながる対策の検討を要望します。

3. 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃

問題意識

- ●確定給付企業年金や、確定拠出年金の企業型年金・個人型年金をはじめとする企業年金等の積立金は、特別法人税の課税対象となっていますが、現在は令和4年度までの経過措置により課税停止とされています。
- ●特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%(地方税を含む)を課すものですが、当該税負担の比率は極めて大きいことから、万一課税された場合には、公的年金制度を補完する企業年金制度の健全な維持・発展や、労働者の権利である受給権の保全に支障をきたす恐れがあります。

提言

企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃を要望します。

4. 財形非課税限度額の引き上げ等

問題意識

- ●財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の非課税限度額は、元利合計で合算して550万円(財形年金貯蓄のうち、生命保険・損害保険等の契約については元本385万円)とされていますが、現在の住宅価格の相場などの事情への対応や老後生活の安定を図るうえで、十分な水準にあるとは言えません。
- ●また、財形住宅貯蓄において、家屋が災害等による被害を受けた場合など特定の事由を除き、解約等の目的外払出しを行う際には、5年以内に支払われた利子等に対し遡及課税がなされていますが、持ち家の取得や増改築のため先に適格払出しを行った金額に係る利子等も課税の対象とされる等、本来の制度趣旨に合致していない部分があるものと考えます。

提言

- ●財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の非課税限度額を、財形住宅貯蓄1,000万円、財形年金貯蓄 1,000万円、合算で1,000万円にそれぞれ引き上げることを要望します。
- 財形住宅貯蓄の適格払出し後の目的外払出しにおける課税について、先の適格払出しに関わる利子等を5年間の遡及課税の対象外とすることを要望します。

5. 給与所得者に対する選択納税制度の導入

問題意識

- ●給与所得者の税金や社会保険料は、事業主が毎月の給与を支払う際に控除されています。給与明細には総支給額から差し引かれる源泉所得税額が記載されているものの、給与所得者の納税意識や税の使途に対する関心は必ずしも高いとは言えません。
- ●また、給与所得者が確定申告を通じて税額を確定することで、給与所得者の納税意識を高めることにつながる特定支出控除の範囲が、平成24年度税制改正および平成30年度税制改正により拡大されました。しかし、確定申告を行う人が増加したとはいえ、いまなお多くの人が年末調整で課税関係を終了しているものと考えられます。
- ●「源泉徴収・年末調整」以外に、給与所得者が納税意識や税の使途への関心の向上、ひいては納税者としての権利・義務の確立につなげられる制度の構築が必要と考えます。

提言

給与所得者に対して、「源泉徴収・年末調整」以外に、給与所得者が自ら税額を計算する「申 告納税」の選択を認める選択納税制度の導入を要望します。



2019年11月24日 台風19号災害 連合救援ボランティア出発式の様子



2019年11月20日 共同会派 財務金融合同部会 税制ヒアリングの様子

資料

- 1. 提言事項の経過・結果(抜粋)
- 2. 産別労懇・損調産別労懇における 労組側発言(骨子・抜粋)

資

料

1

提言事項の経過・結果(抜粋)

第1章 損保グループ産業の健全な発展に向けて

項番	項目	内 容	提言先	提言の時期
1	保険募集・販売に 関する新たなルール への対応	・意向把握書面や情報提供義務の導入にあたっては、現場の 実務をふまえ、検討をすすめることを求めます。また、各 社の創意工夫がかえって乗合代理店などにおける業務の煩 雑さを招くことがないよう、業界共通化・標準化の流れを 十分に汲んで対応方法の検討をすすめることを求めます。 ・商品推奨理由の説明義務を乗合代理店に課すにあたっては、 比較募集を行う代理店に限定することを求めます。	金融庁業界	2015年度
2	申込書・約款等の 用語の見直し	・申込書・約款等に使用する用語・記述について、平易かつわかりやすいものに改めるよう、対応を求めます。 ・くわえて、重要事項の定義(範囲)について、一定の基準案を業界で作成するなどの検討を求めます。	業界	2006年度
3	契約関係書類・ 保険用語の統一化	・消費者利便、組合員・代理店負担の観点から、契約関係 書類の帳票レイアウトや保険用語について、さらなる標 準化の検討を求めます。	業界	2014年度
4	自賠責保険の実務に 関する各種規制の 緩和	・異動手続きの申し込みを受けた場合、証明書に直接異動 事項を記載するのではなく、後日異動承認書を発行する 事務処理を可能とすることを求めます。	国土交通省 業界	2006年度
5	自賠責保険異動・ 解約手続きの標準化	・自賠責保険の契約者等が契約保険会社以外で入手した帳票を他社でも利用できるよう、異動承認請求書の内容・ レイアウト、必要書類・事務ルールの標準化を求めます。	業界	2014年度
6	自賠責保険契約内容 の電子的確認制度の 構築	・大規模災害発生時などに備え、契約者自身が契約照会を 行うことができるシステムの構築を求めます。	業界	2014年度
7	ノンフリート等級確 認運営の見直し	・各社から契約者本人に対して、契約から一定期間経過した後に行う等級確認の作業が契約者・代理店にとって大きな負担となっていることから、「調査のお願いフォーム」の統一化および保険会社間による確認を可能とする態勢の整備を求めます。	業界	2013年度
8	積立保険満期返戻金支払時 の取付資料の標準化	・積立保険の満期返戻金支払手続きに要する書類について、 各社ルールの標準化を求めます。	業界	2013年度
9	署名または記名・ 押印ルールの標準化	・事務処理の精度を上げるため、署名または記名・押印ルー ルの標準化を求めます。	業界	2014年度
10	ボルドロ計上ルール の標準化	・紙ボルドロによる共同保険の計上が産業レベルで大きな間接コストを生じさせていることから、MT計上対象種目の拡充、ボルドロ計上に関する標準ルールの策定・記載項目の標準化に向けた検討を求めます。	業界	2013年度
11	乗合代理店における 募集人資格講習の 共通化	・組合員・代理店双方の負荷軽減を図るため、業界共通の 資格講習の実施を求めます。	業界	2014年度

経過・結果
・意向把握については、保険会社・募集人の創意工夫を重んじつつ、法律上は一般義務規定とし、具体的な方法を監督指針で例示するなどの方向性が金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書で示されました。これに沿って、2016年5月には改正保険業法が施行されました。
・2008年、損保協会により「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」「保険約款および募集文書等の用語 に関するガイドライン」が策定されました。
・2013年9月、損保協会において「募集文書等の表示に係るガイドライン」「契約概要・注意喚起情報に関するガイドライン」「募集文書等の表示に係るガイドライン」が改定されるとともに、各種保険商品の「重要事項説明書標準例」が公表されました。
・内閣府の規制改革会議「規制改革推進のための3か年計画」の決定を経て、自賠責保険取扱規定が改定され、 2012年4月より異動手続きを一部簡素化することが可能となりました。
・損保協会において、「権利譲渡に係る確認書」「罹災解約時の確認書」に係る標準帳票および事務ルールが整 理されました。
・2014年7月から損保協会において、災害救助法適用地域で家屋の流失・消失などにより保険契約に関する 手がかりを失ったお客さまからの契約照会に応じる「自然災害損保契約照会制度」が開始されました。
・無事故事故確認システムにつき、依頼データの送信タイミングに「計上時」が追加され、確認の早期化が図られました。
・損保協会にて、受取人不在時における標準的な返戻活動および受取人が見つからなかった場合の対応の考え 方について整理がなされました。
・損保協会において、代理人手続きに関する共通ルールが策定され、その内容が「募集コンプライアンスガイド」 に反映されました。
・損保協会における検討を経て、「火災共同保険契約MT交換要領」で定められている非幹事契約の計上事務ルールにつき、各社で周知徹底することが確認されました。なお、MT計上対象種目の拡充は、システム対応による負担軽減効果が小さいなどの理由から見送られています。
・損保協会において、代理店教育の均質化および各社の負担軽減を図るため、損保一般試験に関する各社講習講師用の「講習ガイド」が作成されました。なお、各社の実質的な負担軽減につながらないなどの理由から、協会主導による募集人資格講習の実施は見送られています。

T# 117	÷ -	<u>+</u>	10=H	H= Ant+Hn
項番		内容	提言先	提言の時期
12	乗合代理店における 代理店監査項目の 共通化等	・組合員・代理店双方の負荷軽減、乗合代理店におけるコンプライアンス態勢の強化に向けて、代理店監査項目の 共通化および監査結果の共有化を求めます。	業界	2015年度
13	乗合代理店の自己・ 特定契約比率の計算 に関するインフラの 整備	・乗合代理店の自己・特定契約比率を正確かつ簡素に計算 することができるよう、業界内のインフラ整備を求め ます。	業界	2013年度
14	資産別運用比率規制 の見直し	・保険業法において保険会社に課せられている、総資産等に対する資産ごとの保有比率(国内株式30%、外貨建資産30%、不動産20%など)に関する規制の撤廃を求めます。	金融庁	2006年度
15	保険会社グループの 業務範囲の拡大	・保育所の運営業務を保険会社グループの業務として認め るよう求めます。	金融庁	2014年度
16	保険犯罪の防止に 向けた取り組みの 強化	・保険金詐欺・不正請求およびそれらの疑義情報を共有 するためのインフラ整備を求めます。 ・保険犯罪撲滅に向けた啓発活動の拡充を求めます。	業界警察庁	2013年度
17	インターネット・ オークションによる 盗品カーナビなどの 流通防止策の強化	・総合セキュリティ対策会議の報告書において提示された 各種対策の実施による、盗品の流通量や検挙件数への 影響につき、早期の検証を求めます。そのうえで、対策 の効果が認められない場合には、行政処分や罰則の制度 化に関する検討を求めます。	警察庁	2010年度
18	反社会的勢力との 関係遮断	・反社会的勢力に関する情報を共有するためのインフラ整備、行政や周辺業界との情報連携を一層すすめるよう 求めます。	業界 金融庁 警察庁	2014年度
19	自賠責保険制度の 中長期的な安定運営	・自賠責保険の料率は、平成23年度に引き上げが行われ、 平成25年度にも第二段階の引き上げが予定されていま す。自賠責保険料の急激な上昇は自動車ユーザー・販売 店双方に過度な負荷となることから、保険料率の見直し にあたっては一般会計繰入金などの活用を検討するなど、 その影響を十分に考慮して行うことを求めます。	金融庁 国土交通省	2013年度
20	地震保険制度の 見直し	・民間の保険責任額については、準備金の範囲内に限定するなどの恒久的な対策を講じるべきであると考えます。また、フォローアップ会合において示された、自己申告方式の拡大、モバイル端末・電話ヒアリングの活用の定着を図るとともに、査定の簡素化・迅速化を図るべきであると考えます。	業界 金融庁	2015年度
21	自賠責保険制度の 安定運営	・自動車安全特別会計から一般会計への繰入金は、交通事故 対策などの運用益事業の原資とすべく過去の自動車ユーザー の負担により積み立てられたものであることから、大臣間の 覚書にしたがって期限までに繰り戻すべきであると考えます。	財務省	2020年度

経過・結果 ・2016年1月、「募集コンプライアンスガイド」(日本損害保険協会)が改定され、代理店・募集人の自己 点検チェックリストが掲載されました。 ・損保協会にて、自己契約等の比率計算に利用する標準的なフォームが作成されました。なお、計算方法の 統一については、検討の結果、見送られました。 ・2007年、金融審議会金融分科会第二部会の報告書において、規制の見直しに関する提言がなされました。 金融危機などにより長らく検討が中断されていましたが、その後「規制を緩和しても財務の健全性は確保 できる」との整理がなされ、2012年4月をもって撤廃されました。 ・2013年6月に取りまとめられた金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に係るワーキング・ グループーの報告書において、保険商品・サービスや保険会社グループの業務範囲を拡大する方向性が示され、 2014年11月に保険会社が子会社を通じて保育所の運営ができるよう保険業法施行規則が改定されました。 ・損保協会「第6次中期基本計画」のもと、2013年1月に「保険金不正請求対策室」「保険金不正請求ホット ライン」が協会内に設置されました。業界共通データベースに関しては、2014年に不正行為関係者のネッ トワーク分析システムの運用が開始されたほか、2015年4月からは事故対応の初期段階で保険金請求歴 情報を各社に提供する「保険金請求歴表示システム」の運用も開始しています。また、啓発ポスターや街頭 活動などによる啓発活動もすすめられています。 ・行政との関係においても、損害保険防犯対策協議会にて現地警察との連携強化が図られているほか、警察庁 から都道府県警察に対し、業界の取り組みを理解し連携強化を図る旨の働きかけがなされています。 ・盗品カーナビの流通防止対策等について、2010年5月に警察庁から関係事業者等に対し、盗品の製造番号 に関する情報提供等の要請がなされました。また、都道府県警察に対しても、この要請をふまえた対策の 指示がなされました。 ・2014年12月、損保協会において、「損害保険業界における反社会的勢力への対応に関する基本方針」が改定 され、取り組みの留意点の確認が行われたほか、全国銀行協会をはじめとする他団体からデータ提供を受け るなど、データベースの拡充に向けた方針が示されました。 ・金融庁からは、2013年12月に「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について」、2014年2月 に「保険会社向けの総合的な監督指針」「保険検査マニュアル等の一部改正(案)」が公表されました。 ・2013年1月の自賠責審議会において、ユーザー・販売店双方の負荷に一定配慮したかたちで同年4月以降 の保険料引き上げが決定されました。ただし、一般会計繰入金などの活用については、いまなお検討中と されています。 ・平成28年熊本地震の損害調査においては、自己申告方式の対象が、木造建物と家財の半損・一部損に拡大 されました。 ・被害者救済等の重要性や持続可能性をふまえ、2018年度には15年ぶりに23.2億円が繰り戻されて以降、 2019年度には37.2億円、2020年度には40.3億円が自動車安全特別会計に繰り戻されました。

第2章 労働者がいきいきと働き続けられる環境の実現に向けて

項番	項目	内 容	提言先	提言の時期
1	長時間労働の是正に向けた法制度の整備	・すべての労働者を対象とする「労働時間の上限規制」および「勤務間インターバル制度」の導入など、長時間労働の是正に向けた法制度の整備が必要であると考えます。	厚生労働省	2018年度
2	同一労働同一賃金に 向けた対応	・労使の主体的な交渉・協議により、さまざまな制度への 影響や職場の実態なども勘案しながら、雇用形態間の合 理的理由のない格差の解消、労働者全体の雇用・労働条 件の維持・向上につなげていけるよう、法整備などをす すめていく必要があると考えます。	厚生労働省	2018年度
3	高度プロフェッショ ナル制度への対応	・長時間労働の抑制、労働者の健康確保に向けて実効性ある省令・指針などの整備をすすめるとともに、改正法施行後、速やかに制度運用の実態把握を行い、その結果にもとづき的確な措置を講じる必要があると考えます。	厚生労働省	2019年度
4	職場におけるパワー ハラスメント等の 防止強化に向けた対応	・職場のパワーハラスメント防止に向けて、事業主の責任 や講ずべき措置を法令・指針において明確化する必要が あると考えます。	厚生労働省	2019年度
5	高齢者雇用への対応	・個別労使の検討の後押しとなるよう、労働政策審議会などにおいて 法整備等に関する検討を着実にすすめていく必要があると考えます。	厚生労働省	2020年度

第3章 持続可能な社会保障制度の実現

項番	項目	内 容	提言先	提言の時期
1	社会保障・税共通の 番号 (マイナンバー) 制度の早期導入	・税徴収の公平性の確保、医療・介護サービスの向上および行政事務手続きの簡素化などにつながる共通番号制度の早期導入を求めます。	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省	2012年度
2	待機児童解消に 向けた保育の拡充	・私たちが安心して家庭を持ち、出産に踏み切ることができるよう、待機児童の解消に向けて保育の拡充に資する政策を早急に実施することを求めます。	厚生労働省	2013年度
3	子ども・子育て支援 体制の量的拡充と 質の向上	・政府は、子ども・子育て支援に関する財源を確実に確保したうえで、待機児童の解消のため、新支援制度にもとづき事業所内保育施設への支援、放課後児童クラブへの支援など保育の量的拡大・確保を図る必要があると考えます。	厚生労働省	2019年度
4	教育無償化への対応	 ・政府は、子どもへの支援を未来への投資と位置づけ、保護者の就労状況や経済状況にかかわらず、すべての子どもが必要な教育を受けることができる環境を整備すべきと考えます。 ・また、教育無償化をすすめるにあたっては、家庭の経済的事情が子どもの学力や進学率に影響を及ぼしている状況をふまえ、教育関連費用の負担が困難な世帯への支援を優先すべきと考えます。 	厚生労働省 文部科学省	2019年度
5	確定拠出年金制度の 拡充	・65歳まで老後の資産形成が図れるよう、企業型DC・個人型DCの加入可能年齢をそれぞれ60歳から65歳まで引き上げるなどの制度の見直しが必要と考えます。	厚生労働省	2015年度

*2018年6月に成立した「働き方改革関連法」において、「罰則付き時間外労働の上限規制」や「勤務間インターバル制度導入の努力義務化」といった長時間労働是正のための方策が盛り込まれました。 *2018年6月に成立した「働き方改革関連法」において、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間の均等・均衡待遇規定や、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する事業主の説明義務などの方策が盛り込まれました。 *2018年6月に成立した「働き方改革関連法」において、「高度プロフェッショナル制度」が成立しましたが、指針において、本制度の導入可能な対象業務が列挙方式で限定されたことにくわえ、導入する場合には労使委員会での決議や本人同意が必須とされるなど、長時間労働の抑制や労働者の健康確保につながる規定が設けられました。 *2019年通常国会において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、パワーハラスメント防止措置を企業に義務づけることなどが決定しました。

・労働政策審議会などにおける検討を経て、2020年3月に「高年齢者雇用安定法」の改正が成立し、70歳までの

就業機会の確保を図ることが事業主の努力義務として定められました。

経過・結果 ・2013年5月に関連法が成立し、2016年1月からの共通番号(マイナンバー)の利用開始が決定しました。これにより、 税の申告や年金の給付申請などでの書類添付が段階的に不要となるなど、手続きの簡素化がすすめられる見込み です。なお、民間や医療分野における活用については、施行後3年を目途に検討を行うこととされています。 ・2012年通常国会において、「子ども・子育て新システム関連3法案」が成立し、子ども・子育て支援給付や総合こ ども園の設置などが決定され、2015年4月から子ども・子育て支援新制度が本格実施されています。また、同制度 に先立ち実施されている「待機児童解消加速化プラン」では、2017年度までに約40万人分の保育所を確保するこ とを目標としていましたが、目標を10万人分上乗せし、50万人分の保育の受け皿を確保することが示されました。 ・2016年通常国会において「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」が成立し、事業所内保育業務を目的とする施 設等の設置者に対する助成事業の創設など、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るための措置が講じられました。 ・2018年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」をうけ、2021年3月までに約32万 人分の保育所などを整備することを目的とした「子育て安心プラン」と、2024年3月末までに約30万人分 の放課後児童クラブを整備することを目的として2018年9月に新たに策定された「新・放課後子ども総合 プラン」にしたがい、各種対応が実施されることになりました。 ・2019年10月からすべての3~5歳児と住民税非課税世帯の0~2歳児を対象とした幼児教育・保育の無償 化が、2020年4月から住民税非課税世帯ならびにそれに準ずる世帯を対象にした大学などの高等教育無償 化・教育費支援が、それぞれ実施されることになりました。 ・2020年通常国会において、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、 2022年5月から確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)ことが決まりました。 ※ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満、個人型DC (iDeCo):公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満

項番	項目	内 容	提言先	提言の時期
6	短時間労働者への社会保険の適用拡大	・すべての雇用労働者に対して社会保険を適用し、将来の不安を払拭するとともに、老後における生活格差を発生させないための制度改正が必要と考えます。 また、社会保険の適用拡大に向けて、企業負担の増加により雇用調整や賃金の引き下げが行われることのないよう、論議をすすめていくことが必要と考えます。	厚生労働省	2017年度
7	年金積立金(GPIF) への対応	・年金積立金の運用方法の決定プロセスに、その拠出者である労使 代表が意見反映できるガバナンス体制を確立する必要があると 考えます。また、運用においては、専ら被保険者の利益のために 長期的な観点から安全かつ確実な運用の堅持が必要と考えます。	厚生労働省	2017年度

第4章 税制の見直し(税制改正要望)

項番	項目	内 容	提言先	提言の時期
1	火災保険等に係る 異常危険準備金制度 の充実	・火災保険等に係る異常危険準備金制度について、現行の 積立率5%より引き上げることおよび、洗替保証率およ び本則積立率適用残高率を現行の30%から40%に引き 上げることを求めます。	財務省金融庁	2019年度
2	損害保険会社の積立 勘定から支払われる 利子の負債利子控除 対象からの除外	・2013年度までの租税特別措置とされている、損害保険会社の積立勘定から支払われる利子に係る「特別利子」の取り扱い(負債利子控除の対象から除外)について、恒久措置とするよう求めます。	財務省金融庁	2014年度
3	国際課税ルールの 見直しにおける対応	・国際課税ルールの見直しを行う場合には、損害保険事業 の特性など経済実体のある事業活動に留意した検討を 行うことを要望します。	財務省金融庁	2019年度
4	地震保険料控除制度 の創設	・地震災害に備える国民の自助努力を支援するため、地震 保険料控除制度(所得税法上・地方税法上の控除限度額 を5万円とする)の創設を求めます。	財務省 金融庁 内閣府	2006年度
5	社会ニーズに合致した保険料控除体系への組み換え (生命保険料控除等の見直し)	・公的な社会保障制度の補完に向けた国民の自助努力を一層支援し、わかりやすい税制を実現するため、現行の生命保険料控除、年金保険料控除、損害保険料控除の体系を抜本的に組み換え、年金・介護・医療等の各商品を対象とする新たな保険料控除体系に一本化する(所得税法上・地方税法上の控除限度額を10万円とする)ことを求めます。	財務省金融庁	2008年度
6	企業年金等の積立金 に対する特別法人税 の撤廃	・2016年度までの経過措置により課税停止とされている、 企業年金等の積立金に対する特別法人税について、撤廃 を求めます。	財務省 金融庁 厚生労働省	2017年度

経過・結果

- ・2016年臨時国会において、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」が成立し、2017年10月より、従業員500人以下の企業においても、一定の要件を満たす場合、 労使合意により社会保険に加入できるようになりました。
- ・2020年通常国会において、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、企業規模要件を段階的に引き下げ、2022年10月に101人以上、2024年10月に51人以上とすることが決定されました。また、勤務期間要件(1年以上)を、フルタイムの被保険者と同様の2ヵ月超の要件を適用することになりました。
- ・2017年通常国会において、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する 法律案」が成立し、基本ポートフォリオ等の重要な方針は、合議制の経営委員会で決定するなどのガバナン ス改革が実施されました。

経過・結果 ・「平成31年度税制改正」において、積立率が6%に引き上げられました。 ・「平成26年度税制改正」において、特例の適用期限を5年延長することが決定されました。 ・平成29年度税制改正では、「外国子会社合算税制」について、保険業を行う外国子会社が稼得する利子・配当所得などは、本来の業務から生じた所得であるとして、合算課税の対象外とされました。 ・平成31年度税制改正では、「保険委託者特別」について、租税回避目的でない実体ある保険ビジネスが課税されないよう対象範囲が見直されました。また、「過大支払利子税制」について、持株会社の持つ資金調達機能、子会社への資本配職機能に支障を及ぼさないよう損金算入可能な金額の算出方法が見直されました。 ・「平成18年度税制改正」により、火災保険・傷害保険などに適用されていた損害保険料控除が2007年1月に廃止となり、地震保険料控除が創設されました。 ・「平成22年度税制改正」により、2012年度の所得税(2013年度の住民税)から、生命保険料控除制度が改正されました。2012年1月1日以降に締結した保険契約より新制度が適用されています。 【控除限度額】生命保険料控除、介護保険料控除、個人年金保険料控除それぞれにおいて、所得税4万円、住民税2.8万円(制度全体の控除限度額は所得税12万円、住民税7万円)

産別労懇・損調産別労懇における 労組側発言(骨子・抜粋)

第169回保険会社産業別労使懇談会(2019年12月19日) 第106回損害調査会社産業別労使懇談会(2019年12月16日)

1. 損保労連2020年度活動方針(概要)

(1) はじめに

まずは令和元年台風第15号・令和元年台風第19号などの度重なる大規模自然災害により、犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された多くの皆さまに心よりお見舞いを申し上げたい。相次いで発生している大規模自然災害への対応などもふまえ、迅速かつ適正に保険金をお支払いし、お客さまに安心・安全をお届けするという損保グループ産業の社会的使命を果たし続けていくために、どのような対策を講じていくべきか、組合員から寄せられる声などもふまえながら、引き続き検討を深めていきたいと考えている。

さて、損保労連は、去る9月に開催した第55回全国大会において2020年度の活動方針を確立した。 今期も、2018年度から2022年度までの5年間、継続性を持って解決に注力すべき取組課題として 定めた中期重点取組課題「Action2022」をふまえて活動方針を策定した。

この方針に沿って活動をすすめるなかで、組合員の声や職場実態などから認識した課題については、その解決に向けて主体的に取り組むとともに、労使で解決すべきものは産別労懇などを通じて建設的な意見交換を実施していきたいと考えている。経営には、健全な労使関係のもと、引き続き組合員の声にもとづく提言を真摯に受け止めるようお願いしておきたい。

本日は今後の労使論議のベースとすべく、「Action2022」に照らして、今期の活動のポイントについて共有しておきたい。

(2) 今期の活動のポイント

まず、「働き方改革の実現」に関し、昨年の産別労懇において労使協調での取り組みをお願いした「長時間労働につながる商慣習の見直し」に向けて、今期も引き続き注力していく。これまでも、個社・業界の枠を超え、社会全体で取り組むことが必須であるとの考えのもと、各種取り組みをすすめてきた結果、連合の今期の運動方針の重点分野に、この「(長時間労働につながる)商慣習の見直し」を徹底していくことが新たに盛り込まれるなど、着実に取り組みの輪は広がっているものと認識している。引き続き、業界内での取り組みはもとより、連合・他の産業別労働組合などとも連携した取り組みをすすめていく。

次に、「技術革新への対応」に関して、第4次産業革命や100年に一度ともいわれるこの変革期のなか、自動運転車の普及にともなう関連法制等の整備をはじめ、引き続き「技術革新」が産業や働き

方に与える影響を調査・研究していくとともに、業界レベルで解決すべき新たな課題に対し必要な対策を講じていく。

また、「人が育つ風土の定着」に関して、組合員一人ひとりがこうした環境変化に対する「健全な 危機感」を常に持ち、自らが将来の環境変化を捉えながら「めざす働き方」を考え、その実現に向け た行動変革をし続けられるよう、産別と単組が一体となって運動を展開していく。

先に述べたような変革期において、損保グループ産業における政策課題はもとより、公的年金の見直しなどの社会保障に関する事項や、高齢者の雇用促進などの労働法制に関する事項といった社会的に関心が高く難易度の高い課題に向きあっていくためには、さらなる「政策実現力の向上」に向けた取り組みをすすめておくことが極めて重要と考えている。そのために、連合・他の産業別労働組合・金融庁・業界団体などとの意見交換や、国会議員との定期的な意見交換の場である「損保労連政策懇談会」での論議などを通じて、関係先との関係構築・強化により一層取り組んでいく。

最後に、「組織力の強化」に関しては、第65回中央委員会において「イーデザイン損害保険労働組合」を新たな仲間として迎えたほか、各単組においても組織化をすすめるなど仲間の輪を広げる取り組みを着実に実践しているところである。今期も組織拡大をさらにすすめ、単組・産別における職場の課題把握機能や経営チェック機能を強化するとともに、業界を含めた関係先への影響力を向上させていく所存である。

なお、「Action2022」には直接は関連しない、そのほかの重要な取り組みにも触れておきたい。 損保労連がめざす「魅力ある産業・企業の構築」の実現に向けた取り組みのひとつとして、今期は 全国各地で開催しているユニオン・ミーティングなどを通じ、「顧客本位の業務運営」に取り組む必 要性をあらためて組合員に周知するとともに、「顧客本位の業務運営」の定着に向けた課題の把握お よびその解消策を洗い出したうえで、必要な対策を講じていく。

また、昨年7月の産別労懇でテーマとして取り上げたとおり、昨期よりSDGsの達成に向けた取り組みをすすめており、組合員がSDGsを身近に感じられるよう事例の紹介などを行っている。くわえて、社会性発揮に向けた取り組みも引き続きすめていくこととしており、その一環である責任投資について、このたび「東京グリーンボンド」を購入したことを共有しておく。さらに、国際労働組織であるUNIグローバルユニオンの活動にも引き続き積極的に参画していく。

2. 東京2020オリンピック・パラリンピックにより顕在化することが想定される業界課題への取り組み

(1) はじめに

東京2020オリンピック・パラリンピックを目前に控え、行政などを中心に訪日外国人旅行者の受け入れ体制整備、企業に対する時差出勤や在宅勤務の推奨・交通制限などの交通マネジメントへの参画要請などの準備がすすめられている。

日本経済・社会を支える重要な社会インフラである損保グループ産業としてもオリンピック・パラリンピックの成功に寄与すべく、期間中に安心・安全をお客さまが期待する品質で提供し続けるための体制整備をすすめるにあたり、過去より組合員から懸念の声が寄せられている、訪日外国人旅行者

が当事者となる事故への対応による負担の増加や、時間や場所を柔軟にした働き方の実現に向けた課題がさらに顕在化するものと考える。

訪日外国人旅行者への対応や、時間や場所を柔軟にした働き方に関する目下の課題に取り組むことは、期間中のみならず、中長期的な観点でも、サービス品質のさらなる向上や、組合員・社員の多様な働き方の実現にも資するものであり、結果的に損保グループ産業の健全な発展、組合員の働きがい・やりがいにもつながるものと考えている。

ついては、これらの課題に関し、オリンピック・パラリンピックを見据え今から備えておくべきこと、さらには開催以降も継続して取り組むことについて労使で認識を合わせたい。

※保険会社産業別労使懇談会のみで発言

(2) 訪日外国人旅行者への対応

まず、訪日外国人旅行者への対応についてである。2013年に初めて1,000万人を超えた訪日外国人旅行者は、2018年に3,000万人を超え、訪日外国人旅行者がレンタカーを借りて事故を起こすケースなど、加害者・被害者となる事故の件数が年々増加しつつある状況であることは国土交通省の調査などでも示されている。さらに2020年には4,000万人とする目標が政府から掲げられており、オリンピック・パラリンピック開催なども要因として、今後さらに増加することが見込まれる。

こうしたなか、「日本語がわからない訪日外国人旅行者への説明や書類の取り付けが難しい」「被害者だった訪日外国人旅行者が帰国してしまい、自賠責保険などの保険金支払関連の書類の取り付けや帰国後の治療状況の確認などに手間取った経験がある」といった保険金支払部門を中心とした声からうかがえるように、外国人当事者の事故対応について通常事案よりも時間を要している実態が確認されている。

訪日外国人旅行者数の増加に比例して事故件数のさらなる増加が想定されるなか、こうした実態を払拭し、損保グループ産業の社会的使命である安心・安全を、訪日外国人旅行者を含むすべてのお客さまが期待する品質で、お待たせすることなく提供し続けることが重要だと考えている。そのためには、安心・安全な社会の実現に向けて過去から取り組んでいる「事故を未然に防ぐ」という点を強化すること、そして「迅速かつ適正な保険金支払ができるよう支払実務における課題を解消する」ことが有効であると考える。

まず、事故防止策については、損保協会が2019年9月のラグビーワールドカップ開催に合わせ、 交通ルールを多言語化した警視庁ホームページや災害情報を提供するアプリ、想定リスクにひもづく 保険の紹介などを網羅した訪日外国人旅行者・在留外国人向け情報提供サイトをリリースし、当該サイトの紹介チラシを宿泊施設に提供するなど、業界としてもすでに対策を講じていると認識している。 オリンピック・パラリンピックを見据え、損保労連では、組合員の業務の参考として、前述の協会の取り組みなどを組合員に広報していく。業界経営としても、より多くの訪日外国人旅行者 に周知できるよう、必要に応じて周知方法や内容について見直しつつ、協会と各社の連携した取り組みをお願いしたい。

次に、外国人が事故の当事者となった際の迅速かつ適正な保険金支払に向けては、個社ごとにそれぞれの課題に応じた体制整備をすすめているものと認識している。このような体制整備は、 損保グループ産業の社会的使命である安心・安全の提供につながると考えるため、オリンピック・ パラリンピックを見据え今から整備できるものについては、個社で実施いただいている労使協議などにもとづいた適切な対応をお願いしたい。 また、個社ごとの取り組みにくわえ、業界共通化・標準化などの観点でも、先に述べた外国人 当事者の事故対応に苦慮している組合員の声をふまえ、例えば自賠責保険の各種手続き関連の課 題などについて、オリンピック・パラリンピックをひとつの節目として、解消に向けた検討をす すめていただきたい。

こうした体制整備は、オリンピック・パラリンピックへの対応のみならず、損保協会も認識している「急速にすすむ国際化」への対応や、サービス品質のさらなる向上にもつながるものと考えている。 したがって、オリンピック・パラリンピックの経験を通じて把握した好取り組み事例や改善点などを ふまえ、開催以降も継続して個社・業界それぞれの課題解消に向けて取り組んでいただきたい。

(3) 時間や場所を柔軟にした働き方

次に、時間や場所を柔軟にした働き方を可能にする環境整備についてである。

政府はオリンピック・パラリンピック期間中の都内の交通混雑対処を目的として、テレワークや時差出勤、フレックス勤務などを活用するよう企業に呼びかけており、各社においても「テレワーク・デイズ2019」にそれぞれ参画し、都内の複数拠点での試行実施など、対策をすすめているものと認識している。

※保険会社産業別労使懇談会のみで発言

前提として、時間や場所を柔軟にした働き方は、育児や介護、治療と仕事との両立にともなう制約を緩和するなど損保グループ産業で働く組合員・社員の多様な働き方の実現にも資するものであり、組合員の「働きがい・やりがい」や産業魅力の向上に向けて「柔軟な働き方を活用したい人が活用できる」環境を整備すべく、過去から個社労使協議などを通じて課題を把握し、その課題の解消に向けた取り組みを各社ですでにすすめていると認識している。

他方、オリンピック・パラリンピックが目前に迫るなかでは、以下のような課題がみられる職場もいまだに一部にあることから、柔軟な働き方を推進するうえでの課題の解消に向けた歩みをさらにすすめることで、より多くの人が行政などの外部から柔軟な働き方を求められた際にも活用できる状況につながっていくものと考える。

- ✓「テレワークやフレックスなどの制度を活用しやすい雰囲気ではない」といった声のような、 活用のきっかけや必要性の認識にもとづく組織論議、対外的な理解浸透などの意識・風土醸 成に関わる課題
- ✓「運用時のルール、コミュニケーションや人材育成における懸念への明確な解決策が検討できていない」といった声のような、勤務管理、社内のフォロー体制やコミュニケーション・ 人材育成面の手当て、上司からの積極的な働きかけなど、マネジメントに関わる課題
- ✓「いまだペーパーレスに移行できていない業務も残っており、会社以外での業務遂行イメージが湧かない」といった声のような、個社ごとのシステムや自賠責保険手続きの電子化など、 インフラ面の課題

くわえて、「会社はオリンピック・パラリンピックを見据えて柔軟な働き方をすすめようとしているが、具体的にどの部署がどの程度実施するかなど前広に会社の方針が示されたほうが、十分な備えができる」といった声のように、具体的な方針のもと、例えば期間中の実際の運営を想定した課題の洗い出しや、想定される部署間の繁忙度の偏りへの調整手段の検討などをしておくことにより、期間中の安定的かつスムーズな業務運営につながるものと考える。

※損害調査会社産業別労使懇談会のみで発言

時間や場所を柔軟にした働き方は、育児や介護、治療と仕事との両立にともなう制約を緩和するなど損保グループ産業で働く組合員・社員の多様な働き方の実現にも資するものと考える。他方、オリンピック・パラリンピックが目前に迫るなかでは、時間や場所を柔軟にした働き方の実現に向けて現在把握している課題としては、以下のとおりであると考えている。

✓ テレワークや時差出勤、フレックス勤務などのワークルールの導入がすすんでいないこと ✓ 在宅勤務を行ううえで必要なインフラの整備が整っていないこと

オリンピック・パラリンピックに向けて「テレワークや時差出勤などのワークルールが導入されていないなか、期間中に具体的にどのような業務運営を行うのか、前広に教えてほしい」といった声のように、具体的な方針のもと、例えば、期間中の実際の運営を想定した課題の洗い出しをしておくことにより、期間中の安定的かつスムーズな業務運営につながるものと考える。

したがって、経営においては、まずは目前に迫ったオリンピック・パラリンピックに向けて、風土 醸成やマネジメント、インフラなどの観点で個社で実施いただいている労使協議などにもとづき取り 組んでいる課題の解消に向けた対応をすすめていただきたい。くわえて、期間中のスムーズな業務運 営に向け、先に述べたような適切な対応をお願いしたい。

また、「柔軟な働き方を求められた際にも活用できる」環境を整えることは、「柔軟な働き方を活用したい人が活用できる」環境の整備に向けた課題の早期解消にもつながると考える。したがって、オリンピック・パラリンピック以降は、期間中の経験を通じて把握した好取り組み事例や改善点などもふまえたうえで、引き続き風土醸成やマネジメント、インフラの整備などの観点での課題解消に向けた取り組みを労使ですすめていきたい。

損保労連としては、まずはオリンピック・パラリンピックを見据え、産別内外の柔軟な働き方などの取り組みに関する情報を収集し、広報を通じて事例を共有するなど、組合員の活用のきっかけとなるような支援を行っていきたいと考えている。

(4) まとめ

損保労連では、訪日外国人旅行者への対応や柔軟な働き方の実現に向けて、現在捉えている課題のみならず、引き続き職場の実態を把握し、課題がみられた際には適時適切に関係先へ意見発信していくことを検討しており、組合員のやりがい・働きがいや、より魅力ある産業の実現に向けて引き続き産業労使一体となって取り組んでいきたいと考えている。

第170回保険会社産業別労使懇談会(2020年2月20日) 第107回損害調査会社産業別労使懇談会(2020年2月19日)

1. 損保労連2020春闘方針(案)

(1) 賃金方針

春闘を取り巻く情勢を冷静かつ客観的に捉えたうえで、賃金の性格にもとづいた「生活水準の確保」「世間一般・隣接業界対比での賃金水準の確保」「働きに報いる賃金水準の確保」の3つの観点をそれぞれ徹底的に論議してきた。くわえて、「経済の自律的成長」に向けた労使の社会的役割を、春闘を通じてどのように果たしていくべきか検討を行った。

これら3つの観点および「経済の自律的成長」に向けた労使の社会的役割に関する私たちの認識と 判断を、次のとおり伝える。

【生活水準の確保】

消費者物価指数(コアCPI)は2019年4~11月にかけて前年同月比で+0.3%~+0.9%程度で推移し、通期では前年度比+0.5%~+0.8%と予測されている。これらの状況をふまえ、「生活水準への影響度合いは大きいとまでは言えないものの、昨年の生活水準を確保できているとは言えない」と判断した。

【世間一般・隣接業界対比での賃金水準の確保】

連合は「賃金改善」の方針を掲げ、春闘情勢への影響が大きい他産別においても「賃金改善」の方針を掲げている。また隣接業界でも「賃金改善」を掲げる産別もある。これらより、「世間一般・隣接業界対比での賃金水準は確保できていないとは言いきれない」と判断した。

【働きに報いる賃金水準の確保】

決算短信で業績予想を公表している各社の合算値において、2019年度通期は増収が見込まれるとともに、コンバインド・レシオは頻発する大規模自然災害の影響を受けたものの100%を下回ることが見込まれている。また、保険引受利益は異常危険準備金の取り崩しなどにより昨年度に引き続き黒字となることが見込まれている。他方、大規模自然災害の影響にともなう出再保険料の上昇などにより、事業環境は依然として楽観視できない。

そのようななか、大規模自然災害への対応にあたっては、組合員が一致団結し、迅速かつ適正な保険金支払に向け懸命に取り組んでいる。さらに、組合員一人ひとりが「働き方改革」を前向きに実践し、創出された時間でより付加価値の高い働きや自己研鑚・自己学習に取り組むなどして、さらなる業務領域の拡大や生産性向上につなげている。

これらの点をふまえれば、組合員の懸命な働きが中長期的な業容の拡大に結実したとは言えないものの、業容の拡大に向けた歩みは着実にすすんでいると考えられることから、「働きに報いる賃金水準を確保できているとまでは言えない」と判断した。

【経済の自律的成長に向けた社会的役割】

本格的な高齢化、人口減少がすすむ日本においては、所得の向上によって消費の拡大を図り、「経済の自律的成長」を実現する必要がある。2020春闘においても政労使いずれもが「経済の自律的成

長に向けて賃上げが果たす役割」を認識している情勢において、直近2年間で大規模自然災害が頻発 し財務状況に影響を与えていることをふまえれば、損保グループ産業として「経済の自律的成長に向 けた社会的役割」を果たす必要性は前年と比較して弱まっているものの、その必要性は依然としてあ るものと判断した。

これらを総合的に判断すれば、すべての単組が賃金改善を念頭におき、全従業員一律の月例給、時間給の引き上げはもとより、そのほかあらゆる視点からも要求内容を検討すべきであると判断し、次の方針を策定した。

「月例給、時間給、臨給・賞与、諸手当などの労働諸条件の改善に取り組む」

今後各単組は、この産別方針をもとに「賃金改善」を念頭におき、同一労働同一賃金への対応を含めて徹底的に論議し、要求内容を確立していくことを伝えておく。

(2) 環境整備方針

昨春闘で確認した私たちの職場の諸課題のうち、多くは個別の労使協議などを通じ解決に向けた取り組みが着実にすすめられているものの、短期的に解決することが困難なものも多く、今春闘においては、引き続きこうした課題を解決していくべきと認識したうえで、直近の職場実態をふまえた新たな課題も加味し、それら諸課題の解決に向けた環境整備方針を次のとおり策定した。

- 組合員一人ひとりが組織全体で一丸となって取り組むことに意義を感じ、職場のメンバーや職場同士がお互いを支えあい、人と人とのつながりを実感できる環境の実現に向けて、コミュニケーションを大切にするマネジメントの実践を求めます。
- 組合員一人ひとりが仕事の意義を理解し、主体的に働くことができる環境の実現に向けて、各々の職場のめざす姿やその実現のために取り組むべき施策の趣旨の十分な説明を求めます。
- 組合員一人ひとりが産業を取り巻く環境変化を前向きに捉え、キャリアを着実に形成していく ことができる環境の実現に向けて、さらなる支援を求めます。
- 組合員一人ひとりが不安や悩みを抱えることなく仕事と生活の両立ができる環境の実現に向けて、柔軟な働き方がしやすい環境の整備など「仕事と出産・育児、介護、治療の両立」に資するさらなる支援にくわえ、前提となる休暇取得の推進や「長時間労働につながる商慣習の見直し」など長時間労働の是正につながるさらなる対策を求めます。
- 組合員一人ひとりが顧客に対してより一層の高品質なサービスや価値の提供ができる環境の実現に向けて、業務の多様化・高度化に応じた業務プロセスの見直しやインフラ整備などの業務削減・効率化のさらなる推進にくわえ、災害対応時においても安定した職場運営を行うためのさらなる支援を求めます。

(3) 今後の交渉に向けて

①共闘態勢

単組が確信を持った要求内容とすべく、すべての単組が要求内容を策定する際の考え方・理念を共通させる共闘態勢を構築した。

この共闘態勢をより強固なものとすべく、中央闘争委員会を設置し、経営が誠実に回答しない事態

資

が生じた際などには、産別として単組の交渉を支援していく。

この共闘態勢のもと、産別・単組が一体となって要求内容の実現に向けて徹底的に取り組むことを 伝えておく。

また、第1回目の中央闘争委員会で、今春闘において産別・単組が一致団結して取り組むことの姿 勢を示すため3月12日を統一要求日とするとともに、早期妥結を図るため回答期限日を設定するこ ととしたこともあわせて伝えておく。

②今後の交渉

今後、単組において春闘方針を確立し、交渉をスタートしていくが、すべての個別労使がそれぞれ の賃金要求・環境整備要求を賞摯に協議することにより、個社ひいては産業の魅力向上につながって いくものと考えている。これまで長年培ってきた労使の信頼関係のもと、われわれが確信を持って策 定した要求内容に対し真摯に論議を重ねたうえで、納得感ある回答を示すよう求める。

※保険会社産業別労使懇談会のみで発言

2. 業界共通化・標準化を通じた産業魅力のさらなる向上に向けて

業界共通化・標準化は、業務プロセスを統一・簡略化することなどにより個社内の業務削減・効 率化を促進し、それにより創出された時間を活用することで、組合員のチャレンジを支える環境 の整備やお客さまへのさらなる付加価値の提供につながり、結果として、組合員・社員の働きが いや産業の魅力をより高めるものであると考えている。こうした考えのもと、損保労連では過去 から産別労懇や「政策・提言集」などを通じて、業界共通化・標準化について継続的に提言して きた。

また、損保協会の第8次中期基本計画のなかの重点施策である「新技術の有効活用と環境整備」 にもとづき推進されている「新技術を活用した業務の共通化・標準化、効率化」において、9項 目を「優先的に検討を深めたい領域」として整理し、取り組みをすすめていることを確認している。

これら9項目は、損保労連が「政策・提言集」にて提言している内容も多数含まれており、業 界として優先的に検討をすすめることについては損保労連としても考えを一にするところであり、 個社・業界が連携して取り組むことが重要であると考えている。

なかでも、「車検証の電子化に関する検討等をふまえた自賠責保険関連事務の改善」に関し、自 賠責保険のペーパーレス化(電子化)・キャッシュレス化については、業界共通の商品であることや、 その取り扱い代理店数や保有件数のボリュームをふまえ、過去から組合員・社員や代理店の業務 負担、契約者の利便性の阻害といった観点で損保労連としても課題として特に認識している。

こうしたなか、直近に実施したユニオン・ミーティングにおいて業界共通課題を確認したところ、 近年多くの分野においてもペーパーレス化や消費増税にともなうキャッシュレス化の推進が著し く、一般消費者の関心が高まっていることなどを背景に、「異動・解約手続きのために遠方のお客 さまにもわざわざ来店いただいている」「保険金支払において、相対の保険会社や医療機関、調査 事務所等の間での書類送付に時間がとられていることにくわえ、紛失による情報漏えいリスクが ある」「いまだに現金支払い以外の選択はできないのかとよく苦言を呈される」といった自賠責保 険のペーパーレス化・キャッシュレス化を強く求める声が、以前にも増して多く寄せられた。

本件については、先に述べたとおり組合員・社員や代理店の業務負担、契約者の利便性の阻害といった観点で損保労連としても過去から課題認識があったが、消費者からのペーパーレス化・キャッシュレス化といった利便性向上への期待がこれまでよりも高まっていることをふまえれば、さらにスピード感を持って優先度高く解消すべきと考える。

ついては、システム・インフラ開発やキャッシュレス化による諸費用の発生にともなう保険料などへの影響、個社システムとの連携、行政や他産業との調整など、検討すべきことがあることも認識しているが、検討内容の具現化に向けて、個社・業界が連携して取り組みを前にすすめていただきたい。損保労連としても、連合や他産別などとも連携しながら、課題の解消に向けてできることを取り組んでいく。

なお、2021年度からの第9次中期基本計画にも引き続き業界共通化・標準化の観点を盛り込んだうえで優先度高く取り組んでいただきたく、損保労連としても継続して要望していくこととする。同じく業界共通化・標準化の観点で、頻発化・激甚化する地震以外の大規模自然災害への対応についても触れておきたい。

昨年度に引き続き大規模自然災害が多発し、損保グループ産業としての社会的使命を果たそう という組合員・社員の意識がより高まっていることもあり、ユニオン・ミーティングの場などに おいて、各地で懸命に災害対応をすすめている組合員を中心に、より安定的な業務運営をするた めの業界共通化・標準化の取り組みについても多くの関心が寄せられている。

各社の商品や約款解釈が異なる、独占禁止法との整理が必要であるといった難しさがあることは十分認識しているが、お客さまへの迅速かつ適正な保険金支払や組合員・社員の繁忙度の解消という観点ででき得るものがないか、さらに検討を深めていただきたい。

※損害調査会社産業別労使懇談会のみで発言

2. お互いが助けあい、教えあい、高めあう風土の醸成に向けて

アジャスターの業務は専門性が高く、短期間で査定や協定、調査などに必要な知識や技術を身につけることが難しいことから、習得までには一定の時間を要している。くわえて、自動運転やloTなどの急速な技術革新の進展にともない、アジャスター業務の高度化・複雑化が想定されるなか、新たな知識や技術を習得することが求められている。

このように取り巻く環境が急速に変化しているなか、アジャスターがその専門性をさらに高めていくためには、アジャスター一人ひとりの自己研鑚や会社から提供されている各種研修の機会などを通じた新たな知識や技術の習得のみならず、アジャスター間で情報を共有しあい、また、お互いの得意分野を教えあい切磋琢磨するといった「お互いが助けあい、教えあい、高めあう風土の醸成」が不可欠と考える。

一方、職場では「アジャスター間で情報の連携があまりとれていない」「お互いの得意分野を 教えあえていない」など、求められている知識や技術の習得につながりにくいと考えられるよう なアジャスターの実態も確認されている。

このような実態となっている要因を確認すべく、全国各地で開催しているユニオン・ミーティ

資

ングにおいて「お互いが助けあい、教えあい、高めあう風土の醸成」をテーマにディスカッションを実施したところ、以下のような声が寄せられた。

- ✓職場の周りのメンバーは忙しそうにしているので、情報共有しづらい
- ✓相談することで、自分は仕事ができないと思われるのではないかと考えてしまう
- ✓自分で解決することが当たり前だと思っているため、相談していない
- ✓周りの先輩社員とは年齢が離れているため、遠慮して意見を言いあえていない
- ✓ 先輩社員からのアドバイス等に対して萎縮してしまうのではないかと考えており、後輩社員 に声をかけにくい

これらの声からは、事案はひとりで解決するものとの先入観があること、自分で調べれば解決できるといった考えを持っていることなどにより、アジャスター間で相談しづらく、お互いに意見交換しにくい職場風土となっており、コミュニケーションが十分に取れていないことがわかる。これは、上記のような職場実態の解消につながるコミュニケーションの重要性が理解されていないためだと考えられる。

先に述べたとおり、急速に変化していく環境のなか、アジャスターが専門性をさらに高めていく ためには「お互いが助けあい、教えあい、高めあう風土の醸成」が必要であり、そのためには、ア ジャスター自身がコミュニケーションの重要性についてしっかりと理解することが肝要と考える。

経営には取り巻く環境変化をアジャスター自身に正しく認識させるとともに、アジャスターが 専門性をさらに高めていくために、アジャスター間のコミュニケーションが活性化されるよう、 相談しやすく、お互いの意見を言いあえる職場の風土醸成に向けた取り組みをお願いしたい。具 体的には、トップメッセージの発信、組織マネジメントの強化、職場ミーティングの実施支援、 情報共有のためのプラットフォームの整備・活用促進など、コミュニケーションの活性化につな がる取り組みをより一層お願いしたい。

損保労連としても、引き続き職場の声にもとづく課題把握ならびに課題の解決に向けた論議を 行っていく。また、ユニオン・ミーティングのディスカッションツールを活用した職場会の実施 支援など、コミュニケーションの活性化に寄与できるよう取り組んでいく。

アジャスター間のコミュニケーションが活性化され、「お互いが助けあい、教えあい、高めあう風土」が醸成されれば、アジャスターの働きがい・やりがいの向上、ひいてはアジャスター職種のさらなる魅力度向上にもつながっていくことと考えており、労使一体となって取り組んでいきたい。

第171回保険会社産業別労使懇談会(2020年7月16日)※書面開催 第108回損害調査会社産業別労使懇談会(2020年7月14日)※書面開催

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、損保グループ産業として 取り組むべきこと

(1) はじめに

国内における新型コロナウイルスの感染拡大は、いまだ完全な収束には至っておらず、私たちの生活や経済などに大きな影響を及ぼしている。引き続き慣れない生活・働き方などを余儀なくされているなかにおいても、組合員・社員は損保グループ産業が果たすべきお客さまへ安心・安全をお届けするという社会的使命をまっとうすべく、懸命な取り組みをすすめている。

日本全体においても人命を最優先とした対策をすすめているなか、損保グループ産業が社会的使命を果たしていくうえで組合員・社員が心身ともに健康であり続けることは大前提であると考えており、すでに各社でも感染拡大防止に向けて取り組みをすすめていると認識しているが、組合員・社員が罹態しないための措置や、罹患した場合の対応などについて課題を把握した場合には、個社の労使協議や衛生委員会などで伝えていく。

(2) 雇用・処遇面について

内閣府が作成する月例経済報告(2020年6月)では、景気の基調判断は「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」となっていることにくわえ、企業収益・業況判断・雇用情勢など月例経済報告の各論においても4月以降は下方修正されており、マイナス成長が確実視されている。また、個人消費の低迷や、自動車業界の工場操業停止・住宅業界の工期遅延など各種産業の業績低迷が、損保グループ産業に与える影響は大きなものとなることが予想される。

そのようななか、雇用面に関して、損保グループ産業においても一部の組合員・社員から、安定的な 雇用について漠然と不安視する声が寄せられている。現時点で特段の問題が生じているとの認識には ないが、損保グループ産業の社会的使命を果たすために、雇用面に不安を抱くことなく安心して働き 続けられる環境は必要不可欠であると考えており、あらためて雇用の確保についてはお願いしておく。

くわえて、処遇面に関して、臨時休校などにともない出社が困難な組合員・社員に対し、特別休暇の付与など生活の安定に配慮した対応をすすめている企業もあると認識しているが、なかでも働く時間と処遇が直結する有期契約労働者、パートタイム労働者および派遣労働者などの時給制の組合員・社員を中心に、引き続き生活の安定に十分配慮した適切な対応をお願いする。

資

※保険会社産業別労使懇談会のみでコメント

また、自身の保険契約取扱高と処遇が連動する組合員・社員などについても、対面による営業活動を自粛せざるを得ない状況下であることなどをふまえ、時給制の社員同様、個社の労使協議を通じて、リモートでの募集態勢を構築させることも含め、生活の安定に十分配慮した適切な対応をお願いする。

(3) 労働環境面について

テレワークをはじめとする柔軟な働き方に関しては、育児や介護などとの両立にともなう制約 を緩和させることや、生産性を向上させることを目的として労使で取り組んできていると認識し ており、2019年12月の産別労懇においても本テーマで論議している。

これまでの論議では、制約の緩和という点に関して、「活用したい人が活用できる」環境整備に向けて検討してきたが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての外出自粛要請や緊急事態宣言により、「すべての組合員・社員が活用できる」環境整備をすることで、社会からの自粛要請に応えつつ損保グループ産業の社会的使命を果たすことが求められており、検討にあたっての大前提が大きく変わったものと認識している。

そうした点にくわえ、「出社している一部の社員に業務が集中する」「職場内でコミュニケーション不足が生ずる」などの以前から認識していた課題が、テレワーク実施者の大幅な増加など、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を契機に、より顕著になっている実態を確認している。

社会的インフラである損保グループ産業においては、「すべての組合員・社員が活用できる」テレワーク環境の整備などを通じ、社会からの自粛要請に応えつつ、顧客保護の観点で重要業務を継続することにより、社会からの信頼がさらに高まっていくとの前提で、制約の緩和に寄与するインフラ・制度・風土などの個社ごとの課題について、個社労使で協議をすすめていくべきと考えているので、引き続き建設的な協議をお願いしたい。

また、2020年2月の産別労懇で論議している自賠責保険のペーパーレス化・キャッシュレス化や、保険会社間の書類送付の電子化など、損保労連がこれまで提言してきた業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化を達成すべく、業界としても検討をすすめているものと認識しているが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を通じて必要性がより高まったと考えており、柔軟な働き方を推進するためだけではなく、業務遂行上の制限があるなかで社会的使命を果たしていくためにも、早期の実現に向けて取り組みをお願いしたい。

(4) 最後に

産業のさらなる発展には、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を今後に生かしていくことが重要であると考えている。今後は、すべての取り組みの大前提と考えている「心身の健康確保」や、今回テーマとしている「雇用の確保」「制約の緩和という観点での労働環境整備」はもとより、今回の経験をふまえて、新しい生活様式における働き方や生産性といった観点などについても課題を整理し、産別労懇や個社の労使協議などを通じて伝えていくこととする。

損保労連としても、全国の組合員が参加するユニオン・ミーティングや単組との連携などを通じて職場の実態を把握し、先に述べた観点などを含め、課題がみられた際には適時適切に関係先へ意見発信していくことを検討しており、より魅力ある産業の実現に向けて、引き続き労使一体となって取り組んでいきたいと考えている。

※損害調査会社産業別労使懇談会のみでコメント

(3) 労働環境面について

時間や場所を柔軟にした働き方の実現に向けては、2019年12月の産別労懇において、オリンピック・パラリンピックを見据え、テレワークなどの導入に向けたワークルールの導入とインフラの整備について論議を行っており、「活用したい人が活用できる」環境整備に向けて取り組みをすすめていただいているものと認識している。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての外出自粛要請や緊急事態宣言により、 社会的インフラである損保グループ産業においては、「すべての組合員・社員が活用できる」テレワー ク環境の整備などを通じ、社会からの自粛要請に応えつつ、顧客保護の観点で重要業務を継続する ことにより、社会からの信頼がさらに高まっていくものと考えている。インフラ・制度など個社で抱 える課題は異なるものと認識しているが、テレワークの導入や活用に向けて、個社労使の場において 協議をお願いしたい。

(4) 最後に

産業のさらなる発展には、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を今後に生かしていくことが 重要であると考えている。今後は、すべての取り組みの大前提である「心身の健康確保」や、今回テー マとしている「雇用の確保」「インフラ・制度といった観点での労働環境整備」はもとより、今回の 経験をふまえて、新しい生活様式における働き方や生産性といった観点などについても課題を整理し、 産別労懇や個社の労使協議などを通じて伝えていくこととする。

損保労連としても、全国の組合員が参加するユニオン・ミーティングや単組との連携などを通じて職場の実態を把握し、先に述べた観点などを含め、課題がみられた際には適時適切に関係先へ意見発信していくことを検討しており、より魅力ある産業の実現に向けて、引き続き労使一体となって取り組んでいきたいと考えている。





2020年2月20日 第170回保険会社産業別労使懇談会の様子(左:損保労連、右:経営)





2020年2月19日 第107回損害調査会社産業別労使懇談会の様子(左:損保労連、右:経営)



2019年9月13日 第55回全国大会の様子



2020年3月11日第65回中央委員会の様子

損保労連 政策・提言集2021

「創造性豊かな働き」の実現に向けて

2020年9月発行

損害保険労働組合連合会 (損保労連)

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3 麹町中田ビル3F

TEL: 03-5276-0071 FAX: 03-5276-0072

URL: http://www.fniu.or.jp

スマートフォンやパソコンからでも 政策提言集がご覧いただけます。

こちらし

URL: http://www.fniu.or.jp/iken/index.html



